第4期上尾市教育振興基本計画(案)

「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて

上尾市教育委員会

第4期上尾市教育振興基本計画策定にあたって



令和8年3月

第1章 総論

1 はじめに	
(1) 上尾市教育振興基本計画とは2	
(2)計画策定の趣旨2	
(3)計画の期間3	
(4)計画の位置付け3	
2 教育を取り巻く社会の動向 4	
3 令和の時代における学校教育の進展7	
4 第3期計画の成果と課題9	
5 教育に関する市民アンケート及び児童生徒アンケートの結果 2 6	
6 上尾市における教育の基本的な考え方	
(1)基本理念33	
(2)基本方針3 4	
(3)目標 3 5	
第2章 施策の展開	
施策体系 3 8	
目標 1 確かな学力の育成 4 3	
目標 2 豊かな心の育成 5 2	
目標 3 健やかな体の育成6 2	
目標 4 自立する力の育成7 1	
目標 5 多様なニーズに対応した教育の推進7 5	
目標 6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進87	
目標7 家庭地域の教育力の向上98	
目標 8 生涯にわたる豊かな学びの推進 1 0 5	
目標 9 文化芸術の振興と伝統文化の継承 117	
目標10 健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進 124	
第3章 計画の推進	
1 点検評価の実施 1 3 2	
2 社会全体で取り組む教育の推進133	
3 指標一覧 133	
参考資料	
1 第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程 141	
2 策定経過 1 4 3	
2 田野田 144	

第1章 総論

- 1 はじめに
- (1) 上尾市教育振興基本計画とは
- (2) 計画策定の趣旨
- (3) 計画の期間
- (4) 計画の位置付け
- 2 教育を取り巻く社会の動向
- 3 令和の時代における学校教育の進展
- 4 第3期計画の成果と課題
- 5 教育に関する市民アンケート 及び児童生徒アンケートの結果
- 6 上尾市における教育の基本的な考え方
- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
- (3) 目標

1 はじめに

(1)上尾市教育振興基本計画とは

「教育振興基本計画」は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、各地方公共団体が策定する計画で、第 4 期となる上尾市教育振興基本計画は、第 3 期上尾市教育振興基本計画を踏まえ、今後 5 年間にわたる本市の基本理念、基本方針、目標並びに施策及び取組を体系化したものです。

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- **2** 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2)計画策定の趣旨

上尾市教育委員会では、これまで平成 23(2011)年度から 5 年置きに上尾市教育振興基本計画を策定し教育の振興に努めてまいりました。

今日の社会は、グローバル化や情報化が急速に発展し、予測困難な時代を迎えています。また、少子高齢化の加速や異常気象など多様な課題が浮き彫りとなっており、子供たちの未来においては、与えられた知識を身に付けるだけでなく、自ら課題を発見し、他者と協働して解決していく力が必要不可欠となります。こうした社会の状況を踏まえ上尾市教育委員会では「第 4 期上尾市教育振興基本計画」を策定し、本市における教育のより一層の振興を図ります。

〈これまでの計画〉

名称	計画期間	基本理念
上尾市教育振興基本計画	平成 23 年度から 平成 27 年度	夢・感動教育 あげお
第2期上尾市教育振興基本計画	平成 28 年度から 令和 2 年度	夢・感動教育 あげお
第3期上尾市教育振興基本計画	令和3年度から 令和7年度	夢を育み 未来を創る 上尾の教育

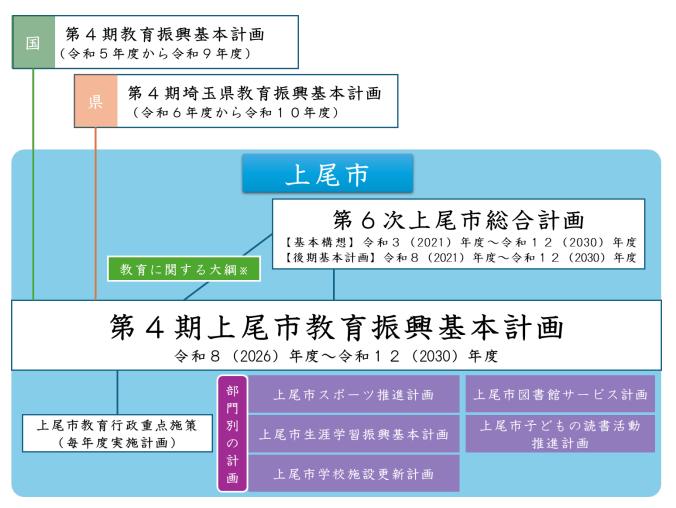
(3) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(4) 計画の位置付け

- 国及び県の教育振興基本計画を参酌した計画です。
- 上尾市の最上位計画「第6次上尾市総合計画」に示す、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するための教育分野における計画です。

<計画の位置付け>



※「教育に関する大綱」とは、市長が総合教育会議において教育 委員会と協議・調整を尽くし、教育に関する目標や施策の根本 的な方針として定めるものです。

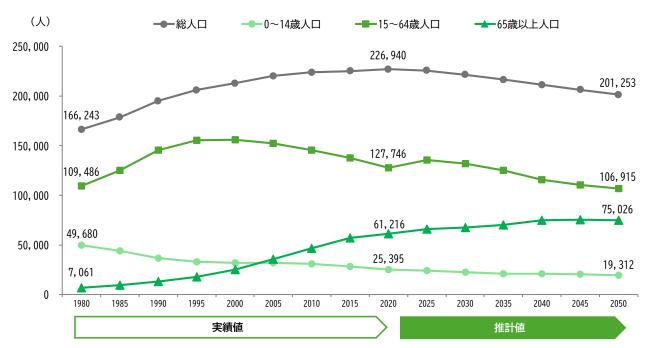
2 教育を取り巻く社会の動向

(1)人口の推移と推計

これまでの総人口(国勢調査人口)の推移を見ると、昭和 55(1980)年に 166,243 人だった人口は、令和2(2020)年は 226,940 人と、順調に増加してきたことが分かります。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口は今後減少に転じ、緩やかに減り続けて令和 32(2050)年には 201,253 人になるとされています。 年齢区分別で見ると、年少人口(0~14 歳)と生産年齢人口(15~64 歳)は概ね減少し続ける一方で、老年人口(65 歳以上)は増加し続け、令和 32(2050)年の高齢化率は37.3%になると推計されています。

《人口の推移と推計》(国勢調査ベース)(第6次上尾市総合計画 後期基本計画より)



出典:総務省「国勢調査」令和2(2020)年、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和5(2023)年

※令和7(2025)年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

(2)経済的格差による教育格差

経済的格差が教育の格差につながり、特に子供たちの学力や進路選択にも影響を与え、 学歴等により生涯賃金にも差が見られるなど、更なる格差を生み出すといった貧困の連鎖 や格差の拡大・固定化が懸念されています。全ての子供たちが自らの可能性を最大限に伸 ばし、持てる能力を発揮できるよう、子供たちの状況等にかかわらず、一人一人に寄り添 い、等しい学習機会を確保していくことが求められています。

(3)グローバル化と DX 化が進む社会

グローバル化と DX 化が進み、現代社会は「VUCA の時代®」と言われ、未来の予測が極めて困難な時代を迎えています。その中で、異文化を理解し、協働できる国際的な視野を持ち、変化への柔軟な適応力と創造性を持つ人材育成のためには、従来の教育の枠組みを超えた変革が必要です。

また、国は教育 DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用した新しい時代の教育を進めています。例えば、ICT などの技術を活用することで、個々の学習データに基づいた「個別最適な学び」を実現し、教育の質と効率を高められる一方で、急速に進むデジタル社会を健全かつ責任を持って生き抜くため、デジタルシティズンシップ教育を通して、デジタル環境での各自の責任や倫理的な行動、他者との協調を養うことが求められています。

(※)変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の4つ単語の頭文字をとった造語で、予測困難で急速に変化する社会を指します。

(4)学校・教師を取り巻く状況の変化

近年、不登校児童生徒数が急増し、また、いじめや暴力行為の発生件数も増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にあります。さらには、特別の教育支援を必要とする児童生徒や外国人等の日本語指導が必要な児童生徒も増加傾向にあるとともに、子供の貧困やヤングケアラーなどの課題も指摘され、その適切な支援が求められています。

このように、学校の教師が支援する子供たちが抱える様々な課題が複雑化・困難化する中、子供たちに関わることについては、保護者や地域からの要望も多く、学校や教師に対する期待が高いことなどから、結果として、学校や教師の時間的、精神的な負担が大きく増大し、教師の長時間労働や多忙化が深刻な社会問題となっています。

学校教育の質を高め、全ての子供たちへのよりよい教育を実現するためには、教師に優れた人材を確保することが極めて重要です。しかしながら、教員採用選考試験の倍率が過去最低を更新するなど、教師の人材確保に困難を生じている状況があることから、教職の魅力を高め、教師を取り巻く環境を整備することが必要です。

(5)地域と家庭の状況の変化

少子化や核家族化、共働き世帯の増加により、地域社会の教育力が低下しています。令和5年11月に実施した市民意識調査によると、地域でのつながりの実感について、「あまり感じない」を選択した人が34.5%、「感じない」を選択した人11.4%、計45.9%の人が地域とのつながりをあまり感じられていないという結果となっています。

また、家庭環境の変化も教育に影響を与えています。親の多忙化により、子供と向き合う時間が減少し、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加しています。

社会全体で教育に取り組むためには、学校は、社会における人と人とのつながりを重視し、家庭や地域との連携を強める必要があります。

[地域でのつながりの実感] (令和5年度上尾市市民意識調査結果より)

問20 ①住民同士の助け合い・支え合いなど地域のつながり [過去の調査結果との比較]



(6)持続可能な開発目標(SDGs)の推進

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals) は、平成 27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

このうち、目標4においては「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する」と謳われており、持続可能な社会に向けた教育のあり方が求 められています。

3 令和の時代における学校教育の進展

(1)GIGA スクール構想

文部科学省が令和元(2019)年 12 月に提唱した GIGA スクール構想は、現在、第 2 ステージとなる「NEXT GIGA」に移行しています。このフェーズでは、初期整備された端末の更新時期が一斉に到来しますが、本市では令和 7(2025)年度に全ての端末の更新を完了したところです。進化するネットワーク環境の強化も重要であり、授業における同時接続の増加にも対応できるよう、ネットワークアセスメントを実施し、通信環境の改善を行う必要があります。

そして、教職員のICT スキル向上も重要な取組です。校内研修の充実や、ICT 支援員の効果的な活用を通じて、教員のデジタル活用能力を高めることが求められており、ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ることが重要です。

(2)個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

令和3年1月26日、中央教育審議会は、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と定義しました。

答申においては、ICT の活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実することを通して、新たな学びの実現による学校教育の質の向上が求められています。

◆ 個別最適な学び ◆

指導の個別化

教師が児童生徒一人一人の学習進度や習熟度、興味・関心に応じて、指導方法や教材を調整すること。

学習の個性化

児童生徒自身が、自らの興味・関心に基づいて、学習内容や進め方を自律的に選択・調整していくこと。

◆ 協働的な学び ◆

他者と協働して課題に取り組んだり、多様な意見を共有したりすることで、新たな考えを生み出し、学びを深めること。

(3)35 人学級の実施

現在、小学校においては、1 学級 35 人を標準として編制していますが、中学校においても、生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育や働き方改革の推進に向けて、令和8(2026)年度から段階的に学級編成の標準が35 人に引き下げられます。

(4)教育的ニーズの多様化

多様な背景を持つ児童生徒が増加する中、家庭の社会経済的な背景や、障害の状態や特性及び心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが課題となっています。

誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、全ての人にとって自分のよさや可能性を引き出せる学びを日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

(5)学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備については、様々な取組を総合的に進めてきましたが、依然として時間外在校等時間が長い教師も多いという実態は、憂慮すべき状況であるとともに、喫緊の課題となっています。

このような中、令和6(2024)年8月27日、中央教育審議会は、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申しました。答申においては、教師の長時間勤務等の状況を改善し、教師が心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々活き活きと児童生徒と接することができる環境の整備に向け、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することが提言されました。

これを受け、令和 7(2025)年 6 月 18 日、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設などの措置を講じられ、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進が求められています。

(6)部活動の地域展開

令和7年5月17日、「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ」が公表されました。

とりまとめでは、改革実行期間を、前期3年間(令和8年度~令和 10 年度)、後期3年間(令和 11 年度~令和 13 年度)の計6年間として設定し、休日の改革については、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととしています。一方、平日の改革については、前期の間、国においては、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めてその後の取組方針を定め、更なる改革を推進していくことが考えられると、述べられています。

4 第3期計画の成果と課題

第3期計画(令和3年度~令和7年度)では、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を基本理念とし、3 つの基本方針を定め、10の基本目標の下に30の施策と98の主な取組を設定し、様々な事業に取り組んできました。

当該計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいうべき事態が生じ、教育の課題が浮き彫りになるとともに、 学びの変容がもたらされました。

このような中、上尾市教育委員会では、特別教室へのエアコン設置など、児童生徒の快適な教育環境の整備を進めるとともに、英語教育の推進や不登校対策としてスペシャルサポートルーム(SSR)の開設など、特色ある教育活動の展開に注力してまいりました。

ここでは、第3期計画の各基本目標における各施策の主な成果と今後の課題を示します。

基本方針

◆・生きる力を育む ・絆を育む ・学ぶ喜びを育む

基本目標 I 確かな学力の育成について

◆目標の内容 創意工夫を生かして子供たちの確かな学力を育成します。

施策1 創意工夫を生かした教育指導の実施

成果

- 支援が必要な児童生徒への学級支援員「アッピースマイルサポーター」の配置により、支援を 必要とする児童生徒に対して、より円滑な学校生活を送れるように、生活支援及び自立支援を 行いました。
- ・小学校の教科書改訂にともなう教師用指導書及び教師用デジタル教科書の整備を実施することができたため、ICT機器を活用するなどした創意工夫を生かした教育指導をより充実させることができました。
- ・年2回の学力向上プランの見直しや学力調査の結果分析を通して、児童生徒の学力の状況を的確に把握することができ、学力調査から明らかになった課題については、教科等横断的な視点等を通して具体的な手立てを考え、授業改善を図ることができました。
- ・研究委嘱校11校の研究発表会が小・中学校の管理職及び教員等を集め実施されました。研究 発表会を通し、研究成果などを全ての学校で共有するなど、各校の創意工夫を生かした授業改善に資する着実な取組が推進されています。

- 支援を必要とする児童生徒が増加しており、また支援の内容も多様化しているため、一人一人 の特性を見極め、より充実した支援体制が必要となります。
- ・適正な教育課程を編成・実施するために、各小・中学校の教育課程の精査や、小中一貫教育に ついての具体的な取組内容の検討が必要です。
- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることで、主体的・対話的で深い学びを通して児童生徒の資質・能力の育成へとつなげていくことが課題です。

施策2 各学校種間の連携や小中一貫に向けた教育の推進

成果

・各中学校区では、それぞれの中学校区の課題や実情に基づいて、「目指す児童生徒像」や「目標」を設定し、その実現に向けて取組の検討を進めています。さらに、各中学校区における取組を共有し、その内容を広く知ってもらうことを目指して、「小中一貫教育グランドデザイン」の作成・検討を進めています。推進にあたっては、「目指す児童生徒像」及び「目標」の設定の仕方等についての説明動画を作成し、各中学校区の研修会等で活用してもらうことで、小中一貫教育の理念等の周知を図ることができました。なお、各小・中学校のグランドデザインは、各校のホームページに掲載するなどして、地域全体に小中一貫教育への理解を深めてもらうことを目的としています。

課題

・各中学校区において、小中一貫教育の「目指す児童生徒像」、「具体的目標」等の検討及び共有を進めるとともに、具体的な取組を教育課程に位置付けるなど、市内全小・中学校における令和8年度からの小中一貫教育の開始に向けた着実な準備を行う必要があります。

施策3 ICT 教育の推進

成果

- ・小・中学校共に学習者端末の仕様(OS)の統一により ICT 教育の学習環境を整備しました。
- ・各学校における推進者の育成を目指した理論研修や、教員のニーズに合わせて参加できる操作等研修、ICT 端末を活用した授業研究会の継続開催等の効果と、各教員の ICT 端末利活用に係る継続的実践の効果により、上尾市における ICT 端末利活用の充実を着実に進めることができました。
- ・教育クラウドを活用した授業支援システムやAI型ドリル教材等の導入により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られました。また、デジタル採点システム(中学校)の導入により、校務改善の視点においても、教育クラウド導入のメリットを、最大限に生かす取組が推進されています。

課題

- ・ICT 環境や ICT を活用した学習活動の更なる充実が求められています。特に情報通信ネットワーク環境については、今後、電子教科書の使用頻度が全国的に増加する傾向にあることや、教員校務用端末の無線化が進むことを見据え、通信速度のさらなる強化が必要です。
- ・学校 ICT 支援員への要望は常に増え続けています。特に、授業支援だけでなく、校務や ICT 環境整備に関するサポートの依頼も多くなっており、各学校がこれまで以上に ICT 支援員による手厚いサポートを必要としている状況です。

基本目標Ⅱ **豊かな心の育成について**

◆目標の内容 公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子供たちの豊かな心を 育成します。いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。

施策 1 豊かな心を育む教育の推進

成果

- ・小学校社会科で使用する「のびゆく上尾」などの郷土学習副読本は、上尾市固有の情報を伝え、児童生徒が郷土への愛着を育むきっかけとなり、豊かな心を育むことができました。
- ・市内中学校の吹奏楽部による「上尾市中学校吹奏楽演奏会」を開催し、日頃の練習の成果を発揮し、多くの人に演奏を聴いてもらえる貴重な機会となりました。
- •「小・中学校音楽会」を開催し、音響設備の整った会場で、多くの観客を前にして発表するとともに、児童生徒が他校の合唱を聞くことができる貴重な機会となりました。また、合唱、指揮、伴奏など教員同士の研修の場ともなり、資質向上を図ることができました。

課題

- ・社会科副読本の効果的活用を図るため、子供たちが地域を深く理解し、児童自ら探究できる授業改善を進めていく必要があります。
- ・各校の音楽における教育活動を充実させ、感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み 出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えようとする児童生徒の育成が課題です。

施策 2 生徒指導の充実

成果

- 「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」や「上尾市いじめ防止子供サミット」等、児童生徒が参加する事業を充実させたことで、児童生徒の主体性を向上させることができました。また、その様子を撮影した動画を保護者にオンデマンド配信したり、参加児童生徒が各校の集会で発表したりしたことで、取組を浸透させることができました。
- ・中学校のさわやか相談室相談員が、小学校への出張相談も行うことで、多くの児童生徒や保護者が安心して相談できる体制を整備しました。
- 学校適応指導教室での支援により、利用している児童生徒が社会的に自立する成果も得られました。

課題

- ・各学校において「いじめ見逃しゼロ」を念頭に積極的にいじめを認知しているため、いじめの 認知件数が増加しており、そのような中でも、学校は、一つ一つの事案について組織的に丁寧 に対応し、被害児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるまで支援を継続すること が必要です。また、教職員が適切にいじめ事案に対応するための指導力を向上させることが課 題です。
- ・不登校の子供たちを取り巻く状況が複雑であるため、学校復帰だけでなく、社会的自立につな げるために継続して関われる学校以外の関係機関への接続が必要となりますが、関わりを広げ ることが難しいケースもあるのが課題です。

施策3 人権教育の推進

成果

- ・人権教育小・中学校研究会全体会・各部会、人権教育管理職研修会、人権教育現地研修会、初任者研修、人権教育授業研究会等の実施を通して、校長、教頭、教員の資質向上を図ることができました。
- ・学校での人権教育の全体計画・年間計画への人権感覚育成プログラムの位置づけや日々の授業を含めた学校教育全体での取組によって、上尾市内の教職員、児童・生徒の人権感覚を育成することができました。

課題

• 充実した研修を行い、管理職及び教員としての資質能力を高め、豊かな人権感覚を身に付けた 児童生徒を育成することは、今後も学校教育が担う重要な課題です。人権課題は、時代の変化 によって新たに様々な課題が生まれてきます。様々な人権課題の中から重点項目を設定し、充 実した研修会を計画していくことが課題です。

基本目標**皿 健やかな体の育成について**

◆目標の内容 健康の保持・増進や体力向上などにより、健やかな体を育成します。

施策 1 児童生徒の体力向上

成果

- ・体育科の準教科書は、児童生徒が体の動きを視覚的に捉える上で非常に有効な資料となり、各 学校における技能向上の授業展開に大きく貢献することができました。
- 令和6年度新たな地域クラブ活動「AGEO 地域クラブ」実証事業では、「上尾市における部活動の地域移行に向けた基本方針」に基づく体制整備について、7種目の地域クラブ活動を開設・実証したことで、今後の拡大に向けたノウハウを蓄積することができました。
- ・上尾市小学校体育連盟及び上尾市中学校体育連盟への補助金を適切に交付するとともに、予定 していた諸大会を実施することができました。

課題

- ・体力低下に歯止めはかかっているものの、依然として体力レベルは低い状況にあり、取組を充 実させる必要があります。
- ・休日の学校部活動に代わる地域クラブ活動「AGEO 地域クラブ」の体制整備について、実施主体団体(指導者)及び会場の確保や、本事業に対する理解促進が大きな課題です。また、上尾市英語クラブ「イングリッシュサロン」の持続可能な体制整備や、困窮家庭への具体的支援策の整備、中体連と連携して地域クラブによる大会参加の在り方に関する検討も必要です。

施策2 学校保健の充実

成果

・定期健康診断を実施することで、児童生徒の健康状態を早期に把握し、適切な対応を行うことができました。また、健康診断関係器具や応急処置用器具等、保健室に必要な備品の整備や、 学校環境衛生検査を実施することで、子供たちが安心して過ごせる学習環境を保持し、健康に配慮した環境を整備することができました。

課題

• 現代の子供たちが抱える新たな健康課題や、学校管理下における安全対策等、社会の変化や多様化する子供の健康問題に対応することが課題となっています。

施策3 食育の推進・学校給食の充実

成果

- ・小学校給食の提供体制で不可欠な施設や設備等について、適切に維持・管理を行い、学校給食 衛生管理基準等に基づいた、細菌検査や給食室の洗浄等を行うことで、子供たちに安心・安全 な学校給食を提供することができました。また、栄養バランスのとれた献立の立案や食育の授 業を通じて、子供たちに健全な食生活を学ばせる重要な機会を提供することができました。
- ・中学校給食の施設や設備等の整備や管理運営を適切に行い、衛生管理を徹底することで、安心・安全な学校給食を継続して提供することができました。また、郷土食や行事食なども取り入れつつ、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の献立を作成するとともに、地場産物も取り入れることで、食育の推進や学校給食を充実させることができました。

- ・給食施設の老朽化が衛生管理の妨げになり、安定した給食運営に支障を来すことが懸念されます。また、食材費の高騰や納入業者の減少に伴い、栄養価を維持した献立を作成することが難 しいといった課題や、給食調理員の人材を確保することも必須となっています。
- 厨房機器などの各種設備及び備品等の老朽化が進んでいます。耐用年数が経過したものは順次 入れ替えをしていますが、これらの故障発生時には給食提供に大きな影響が出る可能性があり ます。
- ・食材価格の上昇により、安心・安全な食材の調達や栄養バランスのとれた魅力ある献立作成へ の影響が懸念されます。

基本目標Ⅳ 自立する力の育成について

◆目標の内容 社会や環境の変化に主体的に対応できる自立する力を育成します。

施策 1 キャリア教育の充実

成果

- ・市内全中学校において、2日間で興味のある分野の仕事を体験する社会体験事業を実施しました。働くことの楽しさや厳しさを感じ取り、親の気持ちを理解する姿勢を示しました。事業所からは社会での礼儀・マナーを学ぶ機会になったという意見があり、中学生期に働くことの意義や社会性を身に付ける貴重な機会になっています。
- ・母校出身のスポーツ選手や地域の企業、保護者等が講師となり、夢の叶え方や目標のたて方といった内容でふれあい講演会を実施し、キャリア意識を高め自立する力の育成につながりました。

課題

・より多くの生徒が希望する職種に触れられるよう、多種多様な業種、職種の事業所に参加していただくことや、社会体験事業の認知と、事業所との関係が単発にならない継続的な取組が課題となっています。

基本目標V 多様なニーズに対応した教育の推進について

◆目標の内容 障害のある子供の学習環境の整備を計画的に進めるとともに、「多様な学び の場」の充実を図るなど、障害のある子供への支援・指導の充実を図ります。

施策 1 特別支援教育の推進

成果

- 特別支援学級補助員を配置し、多様な障害を持つ児童生徒への個別指導を充実させ、中学校全校への特別支援学級設置で、きめ細やかな支援を可能にしました。また、特別支援教育就学奨励費の支給で、多くの保護者の経済的な負担を軽減できています。
- ・特別支援教育コーディネーター研修や特別支援学級及び通級指導教室担当者研修を実施することで、特別支援教育コーディネーターを担当する教員の資質・能力(校内委員会・校内研修の企画・運営を推進する力、関係諸機関・学校との連絡・調整をする力、保護者からの相談窓口となる力)の向上につながりました。また、担当教諭の学級経営力及び指導力を高めることができました。
- ・特別支援学級担任に対し、特別支援教育マイスターが日常的かつ具体的な指導をしたことで、 教員の学級経営力及び指導力などの資質・能力の向上につながりました。また、指導内容を学 校全体で共有する学校もあり、学校全体の特別支援教育への理解を深めることができました。

課題

・よりきめ細かい対応を行うため、教員の特別支援教育へのさらなる理解促進や学級経営力及び 指導力の向上を図るとともに、各学校への特別支援学級補助員の配置調整や、また、特別支援 教育就学奨励費制度の周知など体制を整えていく必要があります。

施策 2 学校教育相談の充実

成果

・教育センターへの来所、訪問、電話、メール、オンラインといった様々な形態で、相談内容に 応じて個別に助言したり、適切な関係福祉機関を紹介したりしながら、令和6年度は年間延べ 9,574 回の相談対応し、そのうち約61%が主訴の解決に至りました。

課題

・相談内容が、複雑化、長期化しているケースが多く、1年以内に相談が終結することは、難しいケースも多くあります。また、受け入れる教育センター職員の専門性の向上と関係機関との連携が必要です。

施策3 就学支援の充実

成果

・小・中学校就学援助費補助事業として保護者に対して、就学援助費を支給することで、就学に 係る費用の負担を軽減することができました。また、進学意欲がありながら経済的に困難な生 徒やその保護者に対して、入学準備金や奨学金の無利子貸付を実施することで、誰もが平等に 教育を受けられる機会の均等化を図ることができています。

課題

- ・小・中学校就学援助費補助事業は申請漏れがないよう、制度の更なる周知が必要です。
- 本市の実施している奨学金貸付制度は、近年利用者が少ない状況が続いています。奨学金の貸付を受けた利用者の多くが、卒業後の奨学金の返済について、経済的な負担や不安を感じていることが課題となっています。貸付後は、保護者又は学生自身が滞納することがないよう、納付状況及び適切な納付相談等を行う必要性があります。

施策 4 グローバル化に対応する教育の推進

成果

- ・日本語を十分理解できない児童生徒に対して、日本語指導職員を派遣し、授業への参加、挨拶 や日常会話等の生活に必要な日本語の指導・支援を行い、日常会話や授業の理解度を向上させ ることができました。
- ・小学1、2年生の英語活動の充実により、小・中9年間を見通した英語教育を推進することができました。各学年の取組を把握し、教職員が連携することで、英語教育全体の意識向上に繋がっています。ALT活用が推進されていくことが、コミュニケーション活動を軸にした上尾市英語力向上プランの骨子となっています。
- ・海外派遣研修によって、中学3年生が海外へ渡航し、ホームステイを中心とした研修を行うことで、豊かな国際交流経験となり、進んで英語を話す児童生徒を育成する、「上尾市英語力向上プラン」及び国際理解教育の推進を図ることができました。

課題

- •日本語が理解できない児童生徒が増加傾向にあります。また、母国語も多様化しており、対応できる日本語指導職員の確保が課題となっています。
- 義務教育9か年を通した系統的なALT活用や活動の内容設定が課題となっています。また、 海外派遣研修では、派遣生たちがより積極的に英語で自分の考えや意思表示ができるようにな ることが課題です。

基本目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実について

◆目標の内容

子供たちの教育環境を整備・充実するとともに、教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育を推進します。また、子供たちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

施策 1 教職員の資質・能力の向上

成果

- ・教職員の職責遂行に関わる職能に応じた研修を充実させ、資質・能力の向上を図ることができました。また、人事評価制度の活用により教職員の力量を高めることができました。
- ・教職員の定期健康診断やストレスチェックの実施により、教職員の健康の保持増進を図りました。

- ・様々な教育課題の解決には、教職員個々の資質・能力の向上が不可欠です。
- ・教職員のメンタルヘルスの不調を未然に防止することや、適切な対処によって心の健康を守る ことが、教職員の働き方改革としても極めて重要になっています。

施策2 学校経営の改善・充実

成果

- ・スクールサポートスタッフ(SSS)の全校配置と校務支援システムで教職員の事務負担を軽減させました。また、スクールロイヤーによる研修やいじめ防止教室で法的視点といじめ予防意識を高めました。
- 通学区域審議会では、地域の交通事情等を考慮した通学区域の設定を進めました。
- ・学校、家庭、地域が一体となって、よりよい教育活動の実現に向けて、地域に見られる課題や教育的ニーズを、的確に学校運営に反映させるよう保護者や地域の方々が、学校運営協議会を通して学校運営に参加する仕組みを推進できました。

課題

- ・スクールサポートスタッフ(SSS)の配置や校務支援システムの活用を更にすすめ、事務の軽減を含む教職員の負担軽減を進める必要があります。
- ・通学区域について、学校での課題は様々であり、各事案の対応に多くの時間を要しています。 学校規模の適正化を図るため、今後、学校再編の協議結果等によって、どのように通学区域の 見直しを行うべきかの検討が必要となります。
- ・学校運営協議会では、学校と地域が目指す児童生徒像を共有した上で、連携・協働した取組を 推進していく必要があります。また、小中一貫教育の視点から、「中学校における育てたい児 童生徒像」を共有し、それに向けた取組を推進していくことが重要課題となっています。

施策3 学校環境の整備・充実

成果

- ・新しい時代の学びにふさわしい学校を目指し、計画的に学校施設の更新を推進するため、上尾市学校施設更新計画を策定し、実施計画に基づき学校施設の更新設計等の取組に着手しました。
- ・小学校8校、中学校4校で、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施するとともに、モデル事業の効果検証を踏まえ、令和7年3月に「今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針」を策定しました。
- ・図書整備や大型教材等の整備・更新についても計画的に進めており、教員と児童生徒が授業に集中できる環境づくりを推進しています。

- ・校舎毎の耐用年数等に鑑みた計画的な更新(建替え)を要するため、基本設計等により、学校運営などに考慮した計画的・効率的な建替え手順の検討が必要となります。
- ・計画的な建替えを行うまでの期間における、学校施設の老朽化への対応が必要となります。
- ・学校の水泳授業については、質の高い水泳授業を推進するため、民間スイミングスクールの所 在地や受入れ態勢等を考慮し、公営プール、学校間の共有プールの活用のほか、インストラク ターの学校派遣など、地域の実情に鑑みた検討が必要となります。
- ・教材(グランドピアノ、ミシンなど)の経年劣化が進んでおり、計画的な更新が必要です。 また、35 人学級の実施や児童生徒の増加により、教室が不足する場合があり、その整備に多くの備品が必要となることがあります。このような状況を踏まえ、児童生徒数の増減に応じた 柔軟な対応が求められています。
- ・小・中学校で使用される学習机について、天板の奥行きが広く、高さ調整機能が付いている新 JIS 規格の机に更新していくことで、ICT 教育や一人一人の身体に合った最適な学習環境を整 備していくことも重要となっています。

施策 4 学校安全の推進

成果

- 児童生徒が災害や日常生活の危険を予測、回避する知識を身に付け、自分の安全を主体的に考えられるように、市内一斉避難訓練等の防災訓練や交通安全指導を実施しました。
- ・教職員向けの応急手当普及員講習会等を実施することで、学校生活において事故等が発生した 際の対応に備えることができました。
- ・学校、PTA 及び地域が連携し、中学校区を単位として青色回転灯付パトロールカーを巡回させることで児童生徒及び地域の防犯に資することができました。
- ・通学区見直し区域登下校サポート事業では、高学年で通学班編成ができるまでの期間、登下校 サポーターを配置するなどして、各対象学校の児童の安全を図ることができました。

課題

・児童生徒の安全対策として、社会情勢の変化や PTA 活動の縮小を踏まえ、学校、家庭、地域、行政が連携・協働した安全体制の構築を進めていくことが必要です。また、児童生徒が自らを守る力を養うための防犯教育や危機管理能力の向上を含めた施策を充実させることも重要です。

基本目標WI 家庭・地域の教育力の向上について

◆目標の内容 社会全体で教育に取り組む気運を高め、コミュニティ・スクールや学校応援団など、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

施策 1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

成果

- ・コミュニティ・スクールにおいて、学校、家庭、地域が一体となり、よりよい教育活動の実現に向けて、保護者や地域の方々が、学校運営協議会を通して、学校運営に参加する仕組みを推進できました。
- 各学校から配信メールシステムのアンケート機能を活用し、学校応援団等に支援を依頼することで、ボランティアの取りまとめを円滑にすることができ、学習支援、環境整備、安心・安全の確保などの活動において、学校、家庭、地域が一体となったよりよい教育活動の推進に取り組むことができました。
- ・原市、大石公民館を会場に放課後の子供の安心・安全な居場所を確保し、地域の協力を得ながら、様々な学習や体験活動等の取組を実施する放課後子供教室を通年で開設しました。

- ・学校と地域が目指す児童生徒像を共有した上で、連携・協働した取組を推進していくことが課題となっています。
- ・ボランティア募集の案内についてメールを配信し、効果的に活用している学校がある一方で、メールの発信ができていない学校もあり、学校ごとに学校応援団等の活用状況に差が見られることが重要課題となっています。
- ・放課後子供教室については、実施場所が小学校に隣接している原市公民館と大石公民館の二か所のみです。今後、教室数を増やしていくためには、子供たちがより安心・安全に過ごすことができる小学校施設内での実施を検討することが必要です。また、子供たちの状況を把握し、コミュニケーションを図り、事業を進めることのできるコーディネーターや子供たちを見守るサポーター等の人材の確保が課題となっています。

施策 2 家庭教育の充実

成果

・幼稚園の保護者会等による家庭教育推進事業補助金を活用した幼児教育などを学ぶ家庭教育学級が開催され、受講者から「子供への関わり方を再認識できた」等の報告があり、家庭・地域の教育力の向上に寄与することができました。

課題

・家庭環境が多様化している中、時代に応じた家庭の教育力の向上を図るための支援が必要です。

施策3 幼児教育の充実

成果

・幼保小連携合同研修会を通して、互いの現状や課題の把握とともに互いの活動への理解を深めることができました。また、幼児教育推進協議会における小学校視察を通して、現状と課題を 把握した上で、滑らかな接続について協議することができました。

課題

•「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をカリキュラム等に位置づけ、保育士や教職員が意識して指導できるよう、幼保小の接続の現状と課題を踏まえた「架け橋期カリキュラム」の作成をしていくことが課題です。

基本目標価 生涯にわたる学びの推進について

◆目標の内容

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな暮らしを送ることのできる生涯学習社会の実現のために、すべての市民がどのような状況下でも、個人の望む学びを継続できるよう、市民の生涯学習活動に対し、様々な角度から支援を行う体制を整備していきます。

施策 1 学び合い、共に支える社会の実現

成果

- 各公民館において、子供向け、高齢者向けなど、ライフステージに応じた学びや、趣味や生きがい、職業生活の可能性が広がるような学習スタイルに応じた様々な学習機会を提供したほか、公民館を活動の拠点としているサークルの発表の機会として、公民館まつりや作品展示・発表会などを行い、サークル同士や地域の方々との交流の機会をつくりました。
- ・市民講師である「まなびすと指導者」による「まなびすと市民講座」を定期的に実施し、まなびすと指導者には講師として活躍する場を、また、市民には学習の場を提供することができました。
- ・人権教育と地域交流の拠点である人権教育集会所では、学習活動の支援のための講座を実施したほか、利用団体や地域に関わる様々な団体を対象に人権問題指導者研修会を開催し、人権問題についての理解と認識を深めることができました。そのほか、小・中学生の人権意識を高める機会として、人権標語コンクールを実施しました。

- ・公民館講座の参加者や利用者が固定化・高齢化し、学生や若年層が少ないことから、若い世代 が興味を引く新たな講座や講師の開拓、周知方法等の検討が必要です。
- ・また講座の開催方法として、オンライン等のICTを活用した講座の展開を検討し、新規の参加者の開拓など、受講者の増加を図る必要があります。
- まなびすと指導者バンク登録者の減少と高齢化がみられます。登録者の増加や時代に合わせた「まなびすと市民講座」の運営方法を検討する必要があります。
- ・人権問題は、複雑化・多様化しており、様々な人権課題について正しく理解し解決していくために啓発事業を行い、人権教育の推進を図る必要があります。また、集会所の利用者同士の交流を図り、互いを尊重しあう人権意識の向上を目的として、多くの参加者が集う内容の講座・教室を検討する必要があります。

施策2 生涯学習の「場」と「推進体制」の整備

成果

- ・生涯学習活動や地域の交流の場である公民館及び集会所の設備等の点検、修繕等を実施し、施設の適切な維持・管理を図ることができました。
- ・平方東小学校、富士見小学校、芝川小学校の三か所の学校施設(特別教室)を学習活動の場として市民に提供することで、市民の学習環境を確保することができました。

課題

- ・公民館、集会所はいずれも老朽化が進行しており、引き続き計画的に集会所としての機能を維持するための工事や修繕を実施し、適切に施設を保全していく必要があります。
- ・学校開放(特別教室)事業は、市の中心部に位置し利便性の高い富士見小に利用が集中しており、平方東小・芝川小の利用促進を検討する必要があります。

施策3 未来へ向けた持続可能な生涯学習

成果

- ・聖学院大学公開講座や近隣の大学、市内企業の協力による公民館講座など、市民の知的好奇心を高める、専門的な知識や学びをより深める事業を実施しました。また、未来を担う子供たちを対象とした「子ども大学」を市内・近隣大学等の機関との連携により開催し、新しい学習の機会を提供することができました。
- ・二十歳のつどいを開催し、二十歳を迎えた人が、社会人としての自覚と意識が高められる機会を設けることができました。また、成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和4年度から、式典の名称を一般公募により「成人式」から「二十歳のつどい」に変更し実施しています。

課題

・多様化する学習ニーズに対応するため、大学や企業などと連携し、より専門的な学びの機会を 提供する必要があります。また「子ども大学」は実施年度により応募者数の差が大きく、子供 たちにとって魅力的で学習意欲を刺激するようなテーマの検討が必要です。

施策 4 図書館運営の充実

成果

- ・図書館では、図書館資料の収集・貸出・閲覧、レファレンスサービスなど、図書館の基本的機能の充実を図るとともに、乳幼児から高齢者までの各世代の方や、また障害のある方、外国籍の方など、多様な利用者のニーズに応えるサービスの提供に取り組んできました。特に、本を読むことが難しい方への支援として、バリアフリー関連資料を集めた「上尾市図書館りんごの棚」を本館及び上尾駅前分館、大石分館に設置し、誰もが読書を楽しめる環境づくりを進めています。
- ・子どもの読書活動支援センターでは、「学校の授業をきっかけに読書が広がる本のセット」事業を通じて、家庭・地域・学校と図書館との連携を深め、子供の読書習慣の定着に向けた取組を推進してきました。

- ・図書館は、貸出冊数及び利用者数は減少が見られる一方で来館者数が増加しており、利用形態は滞在型の傾向が見られます。こうした状況を踏まえ、基本機能の充実を図るとともに、多様化する利用者のニーズに対応し、すべての世代に居心地の良い空間を提供していくことが課題です。
- ・老朽化した施設・設備については「上尾市図書館本館更新方針」を遂行していくことが重要です。

基本目標 IX 文化芸術の振興について

◆目標の内容 多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

施策 1 文化芸術の振興

成果

・美術展覧会、市民音楽祭は、それぞれの部門ごとに市民の文化芸術の活動成果の発表や鑑賞する機会を提供することができました。また、上尾市文化団体連合会が主催の「上尾市文化芸術祭」を支援し、市民に文化芸術に親しむ機会を提供することができました。その他、文化団体連合会加盟団体の自主的な活動が活性化するよう、発表会や大会などの支援を行いました。

課題

- ・文化芸術事業への参加者は、高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大等をきっかけに、美術展覧会の出品数、市民音楽祭の出演団体数が減少傾向にあり、新規の参加者(特に若年層)を増やしていく取り組みを検討する必要があります。
- ・上尾市文化団体連合会は、会員数の減少や高齢化などにより、加盟団体が退会し、文化団体連合会の事業数が減少するなど、運営に課題を抱えています。今後は、後進の育成についての支援等を検討していく必要があります。

施策2 文化財の保護

成果

- ・令和3年3月に指定された国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」について、防 犯対策をはじめとした保存場所の環境整備を実施したほか、継続して資料の清掃・点検作業を 実施しています。また、普及・啓発のための巡回展示や講座を実施しました。
- ・無形民俗文化財の団体に対し、交付金の交付や実施の周知等による支援を行いました。また、 新たに市指定文化財となった歴史資料を展示するとともに内容を紹介する事業を実施しました。文化財啓発事業としては、文化財展や歴史セミナーの開催のほか、出前講座や研修の講師 などの依頼を受け、文化財や上尾の歴史について啓発を図ることができました。
- 古文書やマイクロフィルム等の歴史資料の整理 点検作業についても継続して実施し、資料を保管する場所の維持管理を適切に行っています。

- ・国指定重要有形民俗文化財をはじめ、保有している文化財、歴史的公文書・古文書の適切な整理や活用策の検討、より環境の整った保存場所の確保が課題となっています。
- ・形民俗文化財の後継者不足が大きな課題となっており、構成員を確保する方法の事例研究な ど、将来へ継承するための支援をする必要があります。
- ・ 埋蔵文化財発掘調査時の迅速な人員体制の整備や出土遺物の保存・活用も課題となっています。

基本目標 X 健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進について

◆目標の内容 生涯にわたり心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むため、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に取り組みます。

施策 1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

成果

- ・平方スポーツ広場や平方野球場では、利便性の向上と維持管理のため、グラウンド整備や除草等の全般的な整備とともに、各施設に必要な修繕や改善を図りました。
- 令和5年度より、新たな指定管理者による運営開始に併せて、市民体育館に加え平塚サッカー場を指定管理施設としました。指定管理者の自主的な事業展開や設備の定期的な点検業務により、サービス向上や安心した施設利用の促進を図ることができました。
- ・学校施設開放事業については、施設の早期修繕、備品の交換・補充のほか、社会体育トイレの 洋式トイレ化を計画的に進め、利用環境の充実に努めました。

課題

- ・施設の経年劣化により、計画的な改修整備を行う必要があります。また、修繕費用や光熱水費等の増加による管理運営費への圧迫が懸念されており、安定した管理運営が望まれます。
- 学校開放施設では、学校周辺の住民から、校庭の防球対策、利用者による騒音や喫煙等に関する苦情が寄せられており、近隣住民の理解や住宅環境との共存が課題となっています。

施策 2 誰もがスポーツを楽しめる機会の充実

成果

- 令和4年4月に発出した「上尾市スポーツ健康都市宣言」の趣旨に基づき、誰もが気軽にできる運動やユニバーサルスポーツを体験する「あげお de からだ元気フェスタ」「スポ健 Day」等のイベントを拡充し、スポーツに親しむ機会を提供することができました。そのほか、市民体育祭、上尾シティハーフマラソン、市民駅伝競走大会等のスポーツ大会や各種スポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ活動の推進、スポーツを通じた健康増進に向けた意識醸成等を図りました。
- ・スポーツ交流事業として、友好都市である福島県本宮市と相互の駅伝競走大会に参加し、スポーツ競技力の向上とスポーツを通じた地域交流を深めることができました。

課題

・コロナ禍以降、地域コミュニティが希薄となり、地域単位で参加するスポーツ・レクリエーション事業は、参加者の確保が難しくなってきています。また、若年層や働く世代のスポーツ実施率が低く、運動習慣の定着が課題となっています。市民ニーズの多様化やスポーツを通じた健康づくり、スポーツに関するボランティア活動など、幅広い視点でのスポーツ施策が今後求められます。

施策3 地域におけるスポーツ活動の活性化の推進

成果

・地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員の更なる資質向上を図るため、国や県の研修への 参加や自主研修などの実施に関する支援を行いました。また、高齢者を対象とした健康増進事業「健康スポレクひろば」の拡充や「ドッヂボール」に替わる親子向けの新たなスポーツ「ディスクドッヂ」の普及など、幅広い世代を対象としたスポーツ活動の推進を図りました。

課題

・スポーツ推進委員は、任期の 2 年毎にスポーツ協会の加盟団体から推薦を受け、委嘱をしていますが、スポーツ推進委員の固定化と高齢化が進んでいるのが現状です。また、委員間の意識やスキルに差があるため、委員の育成も課題となっています。

5 教育に関する市民アンケート及び児童生徒アンケート結果

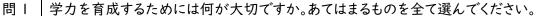
(1)アンケート概要

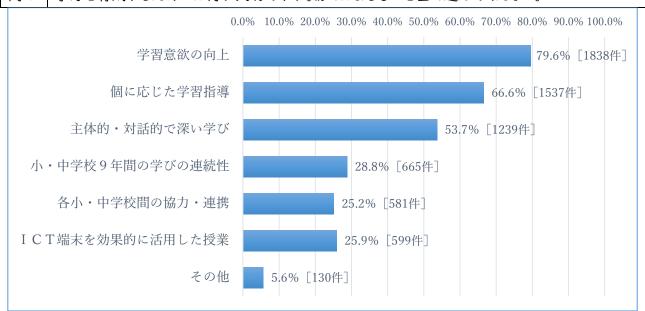
第4期上尾市教育振興基本計画策定にあたり、下表の通り、市民向けと市立小・中学校の児童生徒向けのアンケートを実施しました。

	①市民アンケート	②児童生徒アンケート
1.目的	より良い教育環境を整備するための意見を伺い、「第4期上尾市教育振興基本計	
	画」の策定の参考資料とするため	
2.対象者	市民	小学校(3年生以上)児童
		中学校生徒
3.調査方法	電子申請・届出サービスを利用した Web アンケート	
4.調査期間	令和7年5月23日~6月6日	
5.回答者数	2,309 人	8,775人
6.設問内容	全10問	「学校が、いまよりもっと良くなるに
	(多数回答・自由記述あり)	は、どうしてほしいですか?」
7.周知方法	さくら連絡網	学校の授業の一環でアンケートを実施
	上尾市 LINE	
	デジタルサイネージ	
	ホームページ掲載	
	チラシ配布	

(2) 市民アンケート結果(選択肢ごとの集計)

割合は(回答数/回答者数)で表示

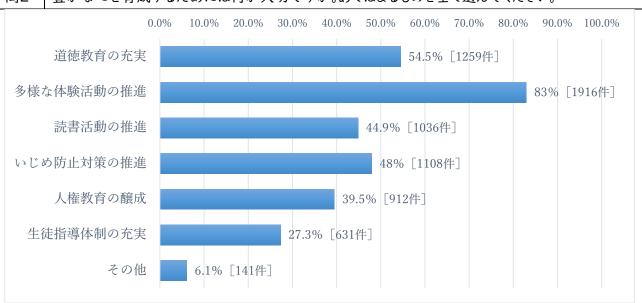




【その他意見の内容】

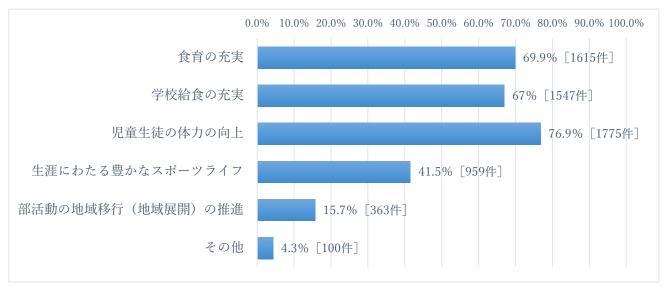
- ① 学習内容・方法に関する意見 ② 学習環境・体制に関する意見、
- ③ 教員・指導者に関する意見 ④ 保護者・家庭に関する意見 など

問2 豊かな心を育成するためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



- ① 学習内容・方法に関する意見 ② 自己肯定感・人間関係に関する意見
- ③ 教員・指導方法に関する意見 ④ 学校環境・生活に関する意見
- ⑤ 家庭・保護者の役割に関する意見 など

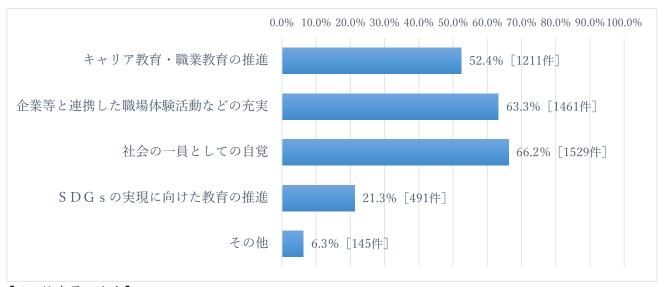
問3 | 健やかな体を育成するには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



【その他意見の内容】

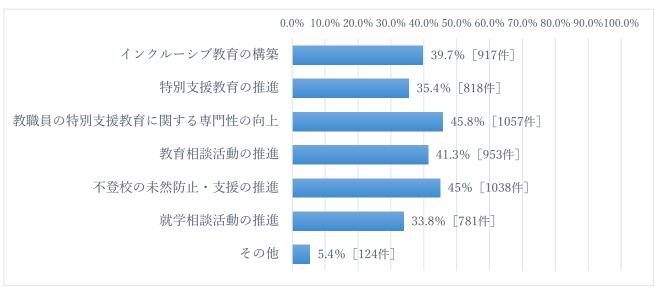
- ① 部活動・運動に関する意見 ② 食育・給食に関する意見
- ③ 保健・生活習慣に関する意見 ④ 地域連携・環境整備に関する意見
- ⑤ 子供の自由時間・精神的なゆとりに関する意見 など

問4 │ 自立する力を育成するためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



- ① 教育体制・学習方法 ② 自主性・主体性の育成
- ③ 社会性・協調性の育成 ④ 経済・生活に関する知識
- ⑤ 自己肯定感・心の安定 ⑥ 環境・関係性の重要性
- ⑦ 家族・家庭の役割 ⑧ 経験・体験の機会 など

問5 多様なニーズに対応した教育を推進させるためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



【その他意見の内容】

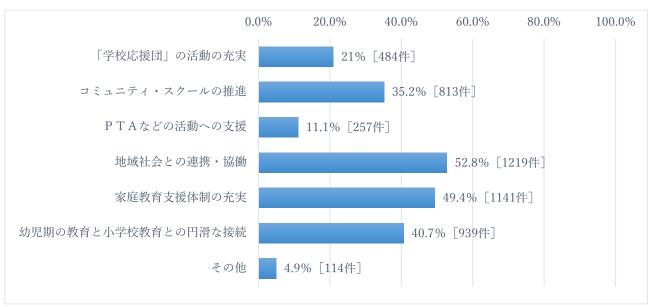
- ① 教員・人員体制に関する意見 ② 多様なニーズへの対応に関する意見
- ③ 家庭・地域・学校連携に関する意見 ④ 教育内容・システムに関する意見 など

問6 質の高い学校教育のための環境を充実させるためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



- ① 教職員の確保と待遇改善 ② 教育内容・指導方法の改善 ③ 学校環境・設備・安全対策
- ④ 保護者・地域との連携・協力 ⑤ 広範な改善要望 など

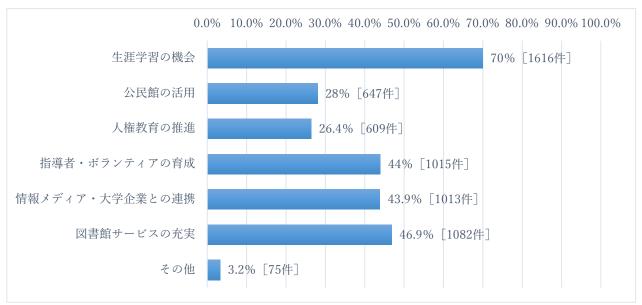
問7 家庭・地域の教育力を向上させるためには、何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



【その他意見の内容】

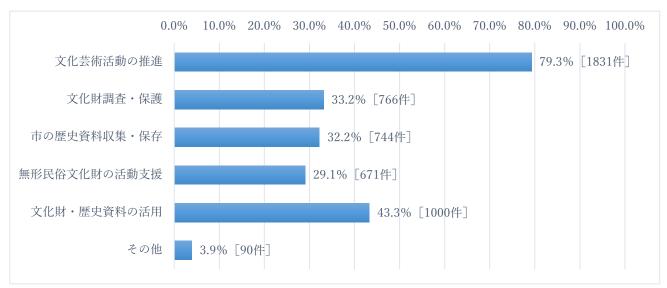
- ① 家庭・地域との連携、② 子育て支援(家庭への支援)
- ③ 学習環境・機会の充実④ PTA・学校応援団のあり方 など

問8 | 生涯にわたる学びを推進するためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



- ① 生涯学習施設の拡充・改善 ② 学習内容・機会の充実
- ③ 経済的側面・環境整備 ④ 人間関係・意識・コミュニケーション など

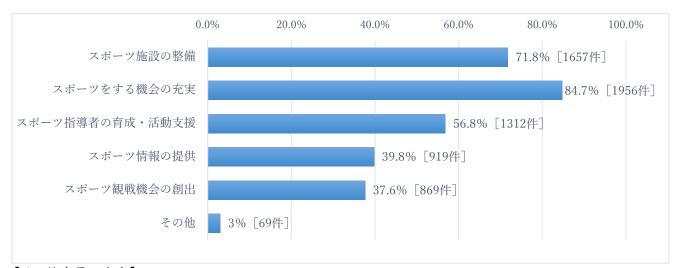
問9 文化芸術の振興を推進させるためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



【その他意見の内容】

- ① 施設・場所の整備・充実 ② 体験・鑑賞機会の創出と充実
- ③ 教育・人材育成 ④ 認識・意識の向上 ⑤ 経済的・時間的ゆとり など

問IO 健康で活力に満ちたスポーツ活動を推進させるためには何が大切ですか。あてはまるものを全て選んでください。



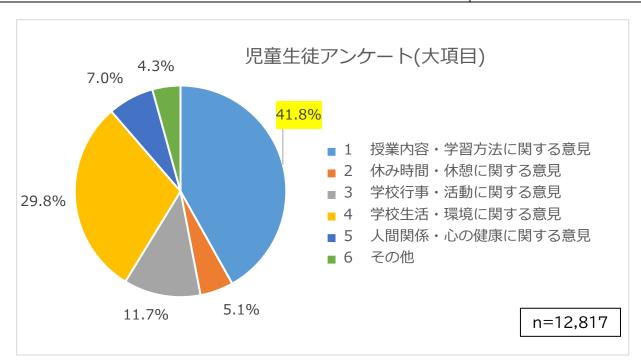
【その他意見の内容】

① スポーツ施設の拡充に関する意見 ② スポーツ活動・教育のあり方に関する意見 など

(3)児童生徒アンケート結果

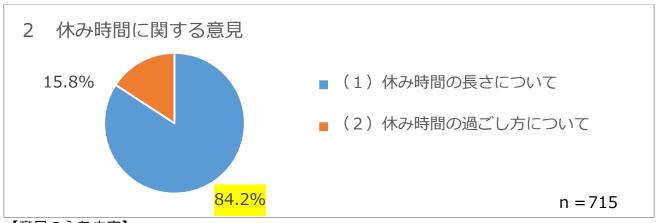
児童生徒 8,775 人の自由記述の回答について、以下の項目ごとに分類し集計しました。なお、 複数の項目にまたがる意見については各項目に重複して集計しています。

大項目	小項目	意見数	大項目別計
	(1)多様な学びの機会について	3,783 件	
1.授業内容・学習方法 に関する意見	(2)パソコンタブレットを活用した授業 について	1,570 件	5,353件
2.休み時間・休憩	(1)休み時間の長さについて	602件	
に関する意見	(2)休み時間の過ごし方について	113件	715件
3.学校行事•活動	(1)交流機会について	943 件	
に関する意見	(2)行事について	562 件	1,505 件
4.学校生活・環境 に関する意見	(1)設備改善について	2,031 件	
	(2)時間割・登下校・長期休暇について	517件	
	(3)給食、おやつについて	437 件	
に因うる恋元	(4)クラブ・部活動・委員会について	252 件	
	(5)校則ルールについて	556 件	3,793 件
5.人間関係・心の健康 に関する意見	(1)いじめ・喧嘩の防止について	319件	
	(2)コミュニケーションの活性化について	464 件	
	(3)相談しやすい環境作りについて	89 件	872 件
6.その他	(1)現状への満足(特になし)	276件	
	(2)学級運営について	223件	
	(3) その他	80件	579件
	分類意見総数(重複あり)		12,817件





- ◆ 班やグループでの活動を通じて、互いの意見交換を活発に行いたい、協力して何かを創り出すことが楽しい、様々な意見が出ることで学びが深まる、自信につながるという意見が多くありました。また、ICT活用による発表機会の多様化も、意見を言いやすい環境作りに有効だという意見もあります。さらに、体育や図工、理科の実験など、体を動かしたり、物を作ったり、体験したりする授業への要望も多数あり、子供たちは活動を通じて友達と交流し、創造性や探求心を育みたいと考えていることが伺えます。その他、自由進度の学習や自習の時間、宿題のあり方等多様な学びの機会に関する意見がありました。
- ◇ パソコンタブレットを活用した授業については、多くの児童生徒がパソコンやタブレットを 用いた調べ学習や意見交換に楽しさや学習効果を感じているようです。タイピングスキルの 向上だけでなく、情報を活用して学びを発展させたいという意見もありました。 一方で、Wi-Fi 環境や端末性能の改善、ウェブのアクセスブロックに関する改善を求める意 見や、手書き学習とのバランスについて意見があります。また、タブレット端末の持ち帰り については教科書との併用による荷物が重くなってしまうという意見がありました。

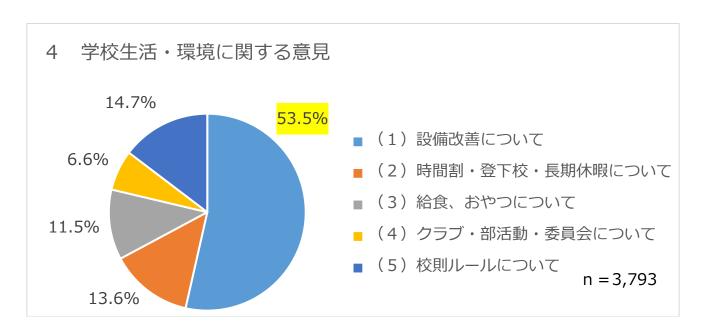


【意見の主な内容】

- ◇ 休み時間について、友達や先生との交流、休憩時間を増やすために、10 分休みを 15 分に、 移動教室間の休み時間を増やしてほしいという意見がありました。
- ◆ 休み時間の過ごし方については、友達と交流したり宿題をしたり様々ですが、休み時間の体育館の開放やタブレットの使用、ゲーム等で遊びたいという意見が多くありました。また、勉強の質向上や睡眠不足解消のため、昼寝がしたいという意見もありました。



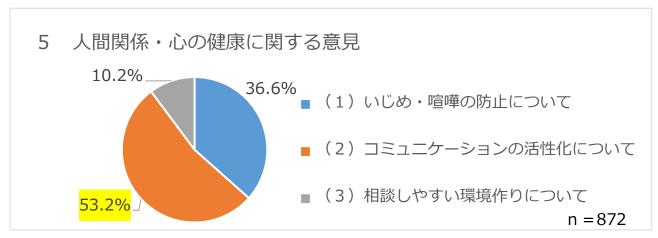
- ⇒ 学校内の交流を増やし、人間関係を深めることで、より楽しい学校生活を送りたいという意見が多くありました。共に活動する機会を通じて協調性やコミュニケーション能力を育み、児童生徒の交流を深めたいと考えていることが伺えます。
- ⇒ 学校行事については内容の充実と多様化を求める意見が多くありました。特に、修学旅行や 林間学校の宿泊日数の延長や行き先の選択肢拡大(USJ、ディズニー、北海道、ハワイなど) への意見が多く、より充実した体験を求めていることが伺えます。



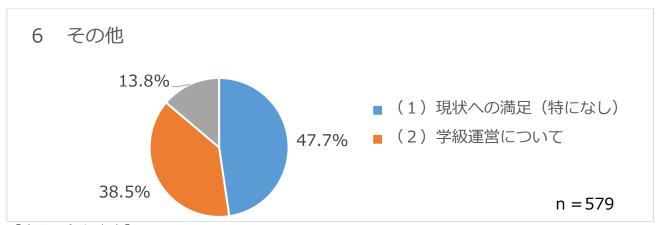
⇒ 学校施設の改善と快適性の向上を求める意見が多くありました。改善希望箇所は下表のとおりです。その他、草花を植えたい、部屋を装飾したい、掃除をして清潔にしたい、生き物を飼いたいという意見もありました。

設備	例
空調設備関連	特別教室への設置、断熱材の設置、遮光カーテン
遊具•校庭関連	校庭や前庭への遊具増設、芝生化(人工芝)、水はけの改善
トイレ・水回り関連	和式トイレの洋式化、個室数の増加、 冷水機の増設(特に 3 階や体育館付近)
エレベーター・スロープ 関連	階段の昇降負担軽減、自由に利用できるようにする要望
プール関連	室内プール化、温水プール化、屋根の設置
机・ロッカー関連	机、ロッカーの大型化、椅子の改善
建物•校舎関連	校舎の老朽化による建て替え、雨漏り修理、外観の美化など

- ◆ 時間割・登下校・長期休暇については、5 時間授業への短縮や長期休暇の延長、宿題の削減など、学習負担の軽減を求める意見が多くありました。学業と休息、個人的な時間のバランスを重視しており、過度な学習負担がモチベーション低下や疲労に繋がると感じていることが伺えます。また、他にも登下校に関する意見(ジャージやリュックでの登校、自転車通学範囲の拡大など)もありました。
- ◇ 給食については、現在の給食の時間の短さに関する意見が多くありました。また、「好きなメニューのリクエスト」や「バイキング形式」など、献立の多様化と選択の自由度を望む意見もありました。単に栄養摂取の場としてだけでなく、個人の嗜好に合わせた食事や、友人との交流を深める楽しい時間としての給食を求めており、給食が児童生徒にとって、より充実した学校生活を送るための重要な要素であると考えていることが伺えます。
- ◆ クラブ・部活動・委員会については、「活動時間の増加」や「種類の拡充」を求める意見が多くあり、積極的な参加意欲を持っていることが読み取れます。e スポーツ部や料理クラブなど、多様な興味に応じた新たな活動の場へのニーズも高くなっています。「楽しい」「仲間と触れ合いたい」といった意見もあり、これらの活動が単なるスキル習得の場だけでなく、友人との交流や社会性を育む貴重な機会として認識されていることが伺えます。
- ◇ 校則ルールについては、「多様性の尊重」という観点から、髪型、服装(制服、私服、ジャージ 登校)、メイクやアクセサリーといった個人の外見や表現に関する自由を求める声、現代社会 の価値観に即した柔軟なルールを求める意見が多く見られました。また、「スマホの持ち込み 許可」や「持ち込み品の制限緩和」といった意見がありました。さらに、校則などのルール作 りに関わっていきたいという意見もあり、全体として、より個性を尊重し、自主性を育むことができる、時代に合った学校環境を望んでいることが伺えます。



- ◇ いじめや喧嘩のない安心できる学校環境を求める意見がありました。特に「学校に来られない子がいるかもしれない」「安心感が欲しい」といった意見があり、いじめが学校生活に与える深刻な影響を肌で感じていることが伺えます。また、「いじめを見かけたら注意してほしい」という意見や、「いじめについて考える授業を増やしてほしい」といった意見もあり、現状の対策への課題認識と、より実効性のある取り組みを求めていることが伺えます。さらに、「悪口」「陰口」「差別」といった言葉も多く見られ、言葉による暴力や不公平な扱いの解消も、安心できる学校環境の実現には不可欠であると考えていることが伺えます。
- ◆ コミュニケーションの活性化については、「笑顔であいさつ」「コミュニケーションを多く取る」 といった意見が多くあり、日々の挨拶が単なる習慣ではなく、より良い人間関係を築くための 第一歩として捉えられていることが伺えます。また、「他学年との交流授業」「班活動」「話し 合いの機会増加」といった具体的な提案からは、学年やクラスを超えた多様な交流の機会を求 めており、学校が単なる学習の場だけでなく、社会性や協調性を育む場としての役割を重視し ていることが伺えます。
- ◆ 相談しやすい環境づくりについては、「寄り添える空間」「相談しやすい環境」として学校における精神的なサポート体制の充実を求める意見がありました。また、「先生が真剣に考えてほしい」「教師の質を良くしてほしい」といった声は、教員が生徒の意見や悩みに真摯に向き合い、信頼関係を築くことが重要と捉えており、児童生徒一人一人が安心して学校生活を送れるよう、心理的な安全性と教員との信頼関係の構築が重要であることが伺えます。



- ◆ 特になく、現状のままでよいという意見がある一方で、学級運営について、みんなで話し合って何かを決めること、クラス替えや席替えに対して意見を出したいという意見が多くありました。また、掃除に関する具体的な意見が多くあり、教室を清潔に保ち快適な環境を保つ意識の高さが伺えます。
- ◆ その他、「アンケートを定期的に実施し意見を言う機会を設けてほしい」というや意見や防災、 制服についてなど多岐にわたる意見がありました。

6 上尾市における教育の基本的考え方

(1) 基本理念

平成 18 年(2006)の教育基本法の改正後、本市においては教育振興基本計画をこれまで第 1 期~第 3 期と策定し、教育の目的や具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を推進しています。

本市では、第3期上尾市教育振興基本計画において、おおむね 10 年先を見通した基本理念「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を掲げて、教育の振興に取り組んできました。

第 4 期においては、第 3 期に掲げた基本理念を発展的に継承し、一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させ、本市の教育の振興に取り組んでまいります。

夢を育み 未来を創る 上尾の教育

夢を育み

急速に進展する社会において、将来に明るい希望を抱き、しっかりとした志を持って自己実現を目指すことのできる、知・徳・体の調和のとれた人間を育成する教育を実践します。

未来を創る

一人一人が社会の変化に主体的に向き合い、多種多様なつながりの中で、互いの価値 観を認め、互いを尊重しながら、よりよい社会や豊かな人生を築き上げていくことの できる人間を育成する教育を実践します。

(2) 基本方針

基本理念「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現のため、本市の教育が目指す基本的な考え方として、次の3つの基本方針を定めます。

♣ 生きる力を育む

子供たちを取り巻く社会や環境が急速に変化する時代にあっては、個性を尊重するとともに能力を伸ばし、知・徳・体の調和を図りつつ、公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心などを尊ぶ社会の一員として、自ら学び、考え、たくましく自立するための生きる力を育むことが重要です。

🚢 つながり(絆)を深める

今日の様々な教育課題を解決するためには、学校や家庭、地域住民、行政はもとより、 企業や大学、関係団体など社会全体が連携・協働して一体となって取り組むことが必要で す。社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、地域学習や体験活動の充実など教 育の質を向上させることにもつながります。

教育の振興を図り、郷土愛に満ちた次世代の人づくりやより良い社会づくりのためには、 市民一人一人が教育に対する関心を高め、主体的に教育に参画し、全ての市民の絆を育み、 そのつながりを深めていくことが重要です。

♣ 学ぶ喜びを広げる

学ぶことは、人々に楽しさや満足感、達成感などの喜びを与えてくれます。学ぶことによって得た喜びは、学び続けることへのきっかけとなり、人々の能力を向上させ、人生を豊かにします。また、一人一人が学んだことを社会に生かすことで、社会全体の発展につながります。全ての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、笑顔いっぱいの社会の実現を目指し、学ぶ喜びを育み、その喜びを広げていくことが重要です。

(3) 目標

本計画の基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間(令和8年度~令和12年度)をとおして実施する施策の目標や方向性などを示すものとして、10の目標を定めます。

目標1 確かな学力の育成

創意工夫を生かして子供たちの確かな学力を育成します。

目標2 豊かな心の育成

公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子供たちの豊かな心を育成します。いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。

目標3 健やかな体の育成

健康の保持・増進や体力向上などにより、健やかな体を育成します。

目標4 自立する力の育成

社会や環境の変化に主体的に対応できる自立する力を育成します。

目標5 多様なニーズに対応した教育の推進

「多様な学びの場」の充実を図るなど、障害のある子供への支援・指導の充実を図ります。

目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進

子供たちの教育環境を整備・充実するとともに、教職員の資質向上を図り、新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりを推進します。また、子供たちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

目標7 家庭・地域の教育力の向上

社会全体で教育に取り組む気運を高め、コミュニティ・スクールや学校応援団など、 学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。また、部活動の地域展開を推進 します。

目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな暮らしを送ることのできる生涯学習社会の実現のために、すべての市民がどのような状況下でも、個人の望む学びを継続できるよう、市民の生涯学習活動に対し、様々な角度から支援を行う体制を整備していきます。

目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承

多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組みます。

目標10 健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進

生涯にわたり心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むため、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に取り組みます。

第2章 施策の展開

施策体系

目標1 確かな学力の育成

目標2 豊かな心の育成

目標3 健やかな体の育成

目標4 自立する力の育成

目標5 多様なニーズに対応した教育の推進

目標 6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進

目標7 家庭地域の教育力の向上

目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進

目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承

目標10 健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進

施策体系

それぞれの目標に対する施策 及び 主な取組は以下のとおりです。

目標1 確かな学力の育成
施策 1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進・・・・・・・〇〇
児童生徒一人一人の学習意欲・学力向上の取組の推進
魅力ある学校づくりの推進
ICT 端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進
施策 2 小中一貫教育の推進・・・・・・・・・・・〇〇
小学校・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育課程の編成
各学校種を繋ぐ協力と連携の推進
施策 3 幼児教育の推進・・・・・・・・・・・・〇〇
幼児教育推進協議会の充実
幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続
幼児教育推進協議会の充実

目標2 豊かな心の育成
施策 4 豊かな心を育む教育の推進・・・・・・・・・・〇〇
道徳教育の充実
特別活動の充実
体験活動の充実
読書活動の推進
ボランティア・福祉教育の充実
施策 5 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実・・・・・・・〇〇
児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実
いじめ防止対策の推進
非行・問題行動防止対策の推進
スクールロイヤーの活用
施策 6 人権を尊重した教育の推進・・・・・・・〇〇
人権教育推進体制の充実
人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成
人権教育研修の充実

日標3 健やかな体の育成 施策 7 体育授業を核とした体力向上の推進・・・・・・・〇〇 体育授業の充実 児童生徒の体力の向上

施策 8 学校保健の充実・・・・・・・・〇〇
保健教育の推進
保健管理の推進
学校保健組織活動の推進
施策 9 食育の推進・学校給食の充実・・・・・・・・〇〇
食に関する指導の充実
学校給食の充実
学校給食の衛生管理の徹底
目標4 自立する力の育成
施策 10 キャリア教育・職業教育の推進・・・・・・・〇〇
体系的・系統的なキャリア教育の推進
中学校での進路指導体制の充実
施策 11 主体的に社会の形成に参画する力の育成・・・・・・〇〇
子供の意見表明による主体性の育成
多様な人材と協働する力の育成
目標5 多様なニーズに対応した教育の推進
施策 12 障害のある子供への支援・指導の充実・・・・・・・〇〇
特別支援教育体制の充実
教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
インクルーシブ教育の推進
就学相談の充実
施策 13 不登校児童生徒への支援・・・・・・・・・〇〇
教育相談活動の推進
不登校の未然防止の推進
不登校児童生徒への支援の推進
学校適応指導教室の充実
学校・教育センターの連携推進
各学校種間の協力と連携の推進
施策 14 就学支援の充実・・・・・・・・〇〇
進学に対する支援
就学に対する援助
施策 15 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進・・〇〇
伝統と文化を尊重する教育の推進
英語をはじめとした外国語教育の充実
SDGsの実現に向けた教育の推進

目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進					
施策 16 教職員の資質・能力の向上・・・・・・〇〇					
教職員の研修の充実					
人事評価制度の活用					
教職員の不祥事根絶の徹底					
教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進					
施策 17 学校の組織運営の改善・・・・・・・・・〇〇					
学校評価の効果的な活用					
特色ある教育課程の編成・実施					
学校における働き方改革の推進					
施策 18 学校環境の整備・充実・・・・・・・・〇〇					
学校環境の整備・推進					
ICT 環境の整備・充実					
学校図書館の資料や教材の整備・充実					
学校施設更新の推進					
施策 19 学校安全の推進・・・・・・・〇〇					
安全教育の推進					
安全管理の徹底					
学校安全組織活動の推進					
目標7 家庭・地域の教育力の向上					
施策 20 地域と連携・協働した教育の推進・・・・・・・〇〇					
「学校応援団」の活動の充実					
コミュニティ・スクールの充実					
学校・家庭・地域・関係機関の連携推進					
施策 21 家庭教育の充実・・・・・・・〇〇					
家庭教育推進活動の実施					
親の学習の推進					
施策 22 部活動の地域展開の推進・・・・・・・〇〇					
新たな地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」の発足・充実					
「平日」の部活動の地域展開に係る検討の実施					

目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進
施策 23 幅広い学習機会の提供・・・・・・・〇〇
生涯学習機会の提供
人権教育の推進
施策 24 学びを支える体制の構築・・・・・・・〇〇
生涯学習推進体制の整備
生涯学習活動の支援
生涯学習指導者・ボランティアの育成
生涯学習環境の整備
施策 25 人をつなぎ未来へつなぐ学習機会の展開・・・・・・・〇〇
地域住民の交流促進
ICT を活用した生涯学習事業の展開
産学官民の連携
未来へつなぐ事業の展開
施策 26 図書館運営の充実・・・・・・・・〇〇
図書館の基本機能の充実
多様なニーズに応えるサービスの提供
市民の学びと活動の支援
子供の読書活動の推進
時代に合わせた環境整備
目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承
施策 27 文化芸術の振興・・・・・・・・〇〇
文化芸術活動の場の充実
文化芸術活動の推進
施策 28 文化財の保護・・・・・・・・・・〇〇
文化財の調査と指定・登録及び保存
歴史資料の収集・保存

無形民俗文化財の継承と活動支援

「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用

文化財・歴史資料の活用

第2章|施策の展開 施策体系

目標10 健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進
施策 29 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実・・・・・・・〇〇
スポーツ施設の整備と効率的な管理運営
学校開放施設の整備
施策30 誰もがスポーツを楽しめる機会の充実・・・・・・・〇〇
各種スポーツ大会の開催
スポーツを「する」機会の創出
スポーツを「みる」機会の提供
スポーツを通じた健康づくりの創出
パラスポーツを通じた共生社会の実現
施策 31 地域におけるスポーツ活動の活性化の推進・・・・・・・〇〇
スポーツ推進委員活動の充実
スポーツを「ささえる」指導者の育成
スポーツ団体の活動支援

目標1

確かな学力の育成

施策

- ■施策1
 - 一人一人の学力を伸ばす教育の推進
- ■施策2

小中一貫に向けた教育の推進

■施策3

幼児教育の推進



現状と課題

- ① 全ての児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等の確かな学力を身に付けるためには、児童生徒一人一人の成長や教育的ニーズを把握した上で、個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細やかな指導・支援を行うことが重要です。
 - 本市では、小学校2年生から中学校2年生までを対象として「上尾市立小・中学校学力調査」を実施し、当該年度の児童生徒一人一人の学習内容の定着度を把握するとともに、指導方法の改善に活用しています。また、市や県及び国の学力調査結果等の学習データを活用して、少人数指導やティーム・ティーチングなどの一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかで適切な指導・支援の実現に取り組んでいます。
- ② 学校の教育力向上のためには、各学校が児童生徒の実情を踏まえた上で、常に指導方法の工夫改善を図り、研究・実践を重ねることが重要です。 本市では、各小・中学校が教育課題を定め、その課題を解決するための学校課題研究の取組を支援することをとおして、上尾市の教員の資質及び指導力の向上を図るとともに、学校教育の質の向上によって児童生徒の資質・能力の成長が図られるなど、魅力ある学校づくりに取り組んでいます。
- ③ 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものです。本市では、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するために、デジタル学習基盤の整備や効果的なICTの活用に取り組むなど、授業改善を推進します。また、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するために、全ての教員が ICT を効果的に活用した実践的な取組が行えるよう、教員の指導力を向上させることが必要です。

主な取組

▶児童生徒一人一人の学習意欲・学力向上の取組の推進

- ① 学習指導要領に基づき、各教科等で育成すべき資質・能力を明確にして、児童生徒一人一人に生きて働く「知識及び技能」を身に付けさせます。また、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育成します。
- ② 市や県及び国の学力調査結果などにより、各学校が自校の児童生徒の学力や学習の状況を把握し、学校の課題改善に向けた「学力向上プラン」を作成します。また、そのプランに基づいて指導方法の工夫・改善を図り、児童生徒に確かな学力を身に付けさせます。
- ③ 学力の経年変化を的確に把握するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、授業の質を高めます。
- ④ 少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など、個に応じたきめ細やかな学習指導を展開します。
- ⑤ 通常学級に在籍し、支援を要する児童生徒への生活支援及び自立活動を行い、学校・学級の円滑な運営、安全確保を図るため、学級支援員「アッピー・スマイル・サポーター」(ASS) を配置します。

▶魅力ある学校づくりの推進

- ① 小・中学校に計画的に研究委嘱等することを通して、各校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図れるよう指導・支援し、魅力ある学校づくりを推進します。
- ② 研究発表を通し、研究成果などを全ての学校で共有化することにより、市全体の教育水準の向上を図ります。

▶ICT 端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進

- ① 「知能及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 三つの柱をバランスよく育成するため、児童生徒や学校等の実態に応じ、各教科等の 特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとして ICT 機器 (ICT 端末、大型モニター、デジタル教科書、無線 LAN 環境等) を積極的に活用し、主 体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ります。
- ② 各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成することで、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力(情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力。情報モラルを含む。)を育成します。
- ③ 学校における教育の情報化、授業などにおける ICT 機器の活用、情報モラル教育などの推進に当たっては、上尾市学校 ICT 推進運営委員会、上尾市学校 ICT 推進プロジェクト部会を中心に組織的に取り組みます。
- ④ ICT 機器を活用した優れた授業の実践事例をデータベース化し、それを活用することで教職員の個々の指導力の向上、平準化を図ります。
- ⑤ 導入した ICT 端末の積極的活用を推進するため、「ICT 活用研修会」を実施し、教職員の ICT 機器の活用能力及び指導力の向上を図ります。





現状と課題

- ① 市が目指す教育を実現するためには、児童生徒一人一人が生涯にわたって学び続けるとともに、その資質・能力を一貫性・連続性のある教育によって育んでいく必要があります。
- ② 中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、学校生活に適応できないいわゆる「中 1 ギャップ」などへの対応が課題となっています。 本市では、令和 5 年 3 月に策定した「上尾市小中一貫教育基本方針」に基づき、国の動向やこれまで実施してきた上尾市の小中連携の成果と課題を踏まえ、小学校と中学校の 9 年間の系統性・連続性のある教育を推進しています。

主な取組

▶小学校・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育課程 の編成

① 中学校生活に適応できないいわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる進学に伴う新たな環境への不適応などの課題等への対応のため、令和5年3月に策定した「上尾市小中一貫教育基本方針」に基づく、小学校・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開するため、小学校・中学校の9か年を見据えた教育課程を編成するなど、小中一貫教育の推進に取り組みます。

▶各学校種を繋ぐ協力と連携の推進

- ① 小学校から中学校への円滑な接続の為に、中学区における異校種間の連絡会や研修会などを定期的に実施し、情報交換を通して共通理解を図ります。
- ② 進路指導やキャリア教育、インクルーシブ教育の充実のため、高等学校や特別支援学校との交流・連携を推進します。



幼児教育の推進



現状と課題

- ① 幼稚園・保育所・保育園・認定こども園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、小学校の指導まで一貫した流れが円滑に接続されるよう、幼・保・小の更なる連携・交流が必要です。
- ② 小学校生活に適応できない「小1プロブレム」に対応し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携が課題となっています。

本市では、小学校への学びが円滑に接続されるよう、幼・保・小の更なる連携・交流を推進していきます。

主な取組

▶幼児教育推進協議会の充実

- ① 幼児教育に携わる関係各所が連携し、情報交換や調査等を通して、幼・保・小連携が効果的に行われるよう支援します。
- ② 幼児教育推進協議会において、幼・保・小それぞれの施設を訪問し、実際に保育や教育の現場を視察することによって、成果や課題、特色等を見出し、研修の場などで共有することにより幼児教育の充実や連携を進めます。

▶幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

- ① 市内の小学校、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園の職員で幼・保・小連携合同研修会を実施し、互いの取組について学ぶ機会を設け、幼・保・小連携の推進に取り組みます。
- ② 幼稚園、保育所、保育園、認定こども園に、特色のある幼児教育について研究委嘱をし、その成果や課題を合同研修会で発表し、共有する場を設けることにより、幼児教育の推進を支援します。
- ③ 幼稚園、保育所、保育園、認定こども園が地域の小学校と幼児と児童との交流をしたり、職員同士が見学会や意見交換の場をもったりすることにより、幼・保・小連携を推進します。
- ④ 幼・保・小の学びの連続性について理解を深め、小学校が作成する「アッピースタートカリキュラム for 2 weeks」を活用し、「架け橋期」の教育を推進します。

【目標1 確かな学力の育成】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	上尾	門市立小・中学校学力調査における標準得点				
指標の定義		「上尾市立小・中学校学力調査」における、国語及び算数・数学の標				
		準得点(全校区の平均正答率を50とした時の標準得点)の平均値。				
经宁田口	Ь	全国と比較	全国と比較して、上尾市の児童生徒が確かな学力を身に付けているか			
選定理由		を示す数値であることから、この指標を選定。				
	現況値 目標値		目標値	目標値の根拠		
小学	校	49.7 51.0		「上尾市立小・中学校学力調査」において、		
(総合	今)			実施する全ての学年で調査する教科(国語		
				及び算数・数学)において、標準得点の平均		
中学	仪	50.7 51.0		が1ポイント以上上回ることで、全国を大		
(総合	(総合)			きく上回ることを目指し、目標値を設定。		

指標 IC	CT 端末活用状況				
指標の定義	上尾市の「ICT 端末活用状況調査」において、一週間の授業の中で ICT				
旧伝りた我	端末を毎日1時間以上活用している教員の割合。				
	個別最適な学び	がと協働的な学びの実現には、教材・教具や学習ツールの			
選定理由	一つとして、ICT を日常的に活用することが重要であるため、この指標				
	を選定。				
	現況値	目標値	目標値の根拠		
.1. 226 144	00 10/	1000/	児童生徒の ICT 端末が整備された中		
小学校	学校 90.1% 100%	T00%0	で、個別最適な学びと協働的な学びを		
			実現するため、全ての教員が日常的に		
中学校	79.6%	100%	ICT を活用して指導できることを目		
			指し、目標値を設定。		

目標2

豊かな心の育成

施策

■施策4

豊かな心を育む教育の推進

■施策5

いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

■施策6

人権を尊重した教育の推進



豊かな心を育む 教育の推進



現状と課題

- ① 子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、他者の意見を共感的に受けとめる心などの豊かな人間性を育む必要があります。 そのためには、子供たちが道徳的課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、多様な他者と協働して態度を育むことが重要です。
- ② 社会の多様化が進む中、誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現には、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働を通じて知識や考えを共有し、新しい解や納得解を生み出す社会性を育んでいくことが求められます。そのためには、集団活動を通して、個性の伸長を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方について考えを深め、自己を生かす能力を養うことが重要です。
- ③ 体験活動は、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの豊かな人間性や社会性を育成し、また、他者と協働することにより共生社会の実現につながる意義を有しており、その機会の充実を図っていくことが重要です。本市では、各学校の特色を生かし、小学校の生活科や小・中学校の総合的な学習の時間及び校外行事等において、多くの体験活動を計画・実施しています。豊かな心を育むためには、児童生徒が発達段階に応じた多様な多体験活動の実施が必要です。
- ④ 読書活動は、感性を磨き、想像力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。
- ⑤ 豊かな心を育み、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を育成するために、地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実することが必要です。

主な取組

▶道徳教育の充実

- ① 学校における道徳教育を推進するために、道徳教育の全体計画などを常に活用し、道徳科を要として学校の全教育活動を通じて、意図的、計画的に行います。
- ② 道徳教育推進教師は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上で中心となり、校長の方針の下、全教師の参画、分担、協力によりその充実を図ります。
- ③ 道徳科において、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を展開することで、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。
- ④ 道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表し、 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携に努めます。
- ⑤ いじめの防止のため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

▶特別活動の充実

- ① 豊かな人間性や社会性を育むために、学級会、児童会・生徒会活動、学校行事などの特別活動の充実を図ります。
- ② 児童生徒一人一人の興味や関心、適性、また学校の特色を生かしながら、クラブ活動や児童生徒会活動などの異年齢集団による活動の充実を図り、好ましい人間関係を深めます。

▶体験活動の充実

- ① 総合的な学習の時間や校外行事のみならず全教育活動を通じての体験活動を充実します。
- ② 総合的な学習の時間や校外行事などの教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。

▶読書活動の推進

- ① 全校に司書教諭を配置し、読書活動の推進に取り組みます。
- ② 全校に学校図書館支援員を配置し、「読書センター」及び「学習・情報センター」並びに教員の授業改善や資質向上のための支援機能として充実を図ることで、読書活動を推進します。

▶ボランティア・福祉教育の充実

- ① 児童生徒一人一人が進んで社会に奉仕し、ボランティア活動や福祉体験に参加することができる場の設定を行います。
- ② ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や 地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を重視します。



いじめ防止対策の推進と 生徒指導の充実



現状と課題

- ① 児童生徒のいじめ・不登校など多様化する生徒指導上の諸課題に適切に対応するため、児童生徒、保護者の教育相談体制の充実や教職員対象の実践的な研修会の開催などを積極的に進める必要があります。さらに、生徒指導上の諸課題を未然に防止するために、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を尊重し、また、その過程を学校や教職員が支えていくといった視点も必要です。
- ② 不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあります。不登校の解消に向け、関係諸機関が連携を深め、状況に応じた対応をするとともに、ニーズに応じた多様な相談体制を整備する必要があります。
- ③ いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識のもと、学校と家庭、地域社会、関係機関とが連携して、いじめを生まない環境づくりを推進するとともに、子供たちにいじめを許さない意識を醸成することが重要です。また、「いじめ防止対策推進法」や「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。その際、いじめは人権の侵害であることや、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを児童生徒が理解し、いじめをしない態度や能力を身に付けるよう指導する必要があります。
- ④ 非行・問題行動を未然に防止し、児童生徒を健全に育成するため、積極的な生徒指導と、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。

主な取組

▶児童生徒の諸課題に対応するための生徒指導体制の充実

- ① 全校的な視野に立ち、学年や学級の枠を超え、教職員が相互に連携して児童生徒 一人一人の指導・援助にあたります。
- ② 長期欠席状態の児童生徒に対して、よりよい成長と自立を促し、学校復帰及び社会的自立を目指した指導支援を行う教育相談対応、学校適応指導教室、校務支援ルームの運営を行います。
- ③ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するなど、教育センターにおける教育相談体制の充実を図ります。
- ④ 家庭・地域、上尾市生徒指導推進協議会、上尾地区学校警察連絡協議会などとの連携を密にし、児童生徒の健全育成に取り組みます。

▶いじめ防止対策の推進

- ① 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、児童生徒に定期的にアンケートや面談を行うなど、児童生徒の実態把握に努め、いじめや暴力行為の予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応に取り組みます。
- ② 認知したいじめ事案について適切に対応することができるよう、「いじめを考える授業研究協議会」や「生徒指導主任会議」を開催し、教職員の「いじめに対応するための指導力」を向上させています。
- ③ いじめや暴力行為を絶対に許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指導に取り組みます。
- ④ 教職員が日常的に児童生徒とコミュニケーションを取るとともに、教育相談日の設定 やさわやか相談室相談員などによる相談体制を充実させ、いじめの未然防止に取り 組みます。
- ⑤ いじめ相談専用の電話や電子メール等による相談窓口を充実し、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

▶非行・問題行動防止対策の推進

- ① 各中学校区生徒指導連絡協議会を中心として、家庭・地域や関係機関と連携し 非行・問題行動防止対策に取り組みます。
- ② アッピー学校パトロール隊を組織し、遊技場などの巡回を行うとともに、児童生徒に積極的に声をかけ、地域が一体となって非行・問題行動防止対策に取り組みます。また、青色パトロールカーを活用して、青少年の健全育成のために市内各学区の団体が学校安全パトロールに取り組みます。

▶スクールロイヤーの効果的な活用

① 学校の管理運営に係る諸問題に対して、スクールロイヤーによる助言を受け、法的観点を踏まえた早期対応を行うことで、児童生徒が安心して通える学校づくりを行います。

6 人権を尊重した 教育の推進



現状と課題

- ① 様々な人権問題を全市的な取組によって解決するため、小・中学校において組織的、計画的に人権教育を推進することが重要です。
- ② 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の 実現に向けて、発達段階に応じて、人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、 様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成するための取組を推進する必要が あります。
- ③ 人権問題は、時代の変化によって新たに様々な課題が生まれてきます。様々な人権課題の中から重点項目を設定し、充実した研修会を計画していくことが重要です。さらに、人権意識の高揚と、児童虐待を含めた様々な人権問題の解決のため、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが大切です。

主な取組

▶人権教育推進体制の充実

- ① 市全体の人権教育を推進するための小・中学校人権教育研究会を充実させます。
- ② 人権教育担当者による学校における人権教育実践報告会を開催するとともに、人権教育の指導者を育成します。
- ③ 教員用の人権啓発資料「かがやき」を作成・活用し、教職員の資質向上を図ります。

▶人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- ① 児童生徒からの応募により人権作文・標語集の作成を行い、児童生徒の人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り意欲や態度を向上させます。
- ② 児童生徒の豊かな心や人権感覚を育むため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを活用します。

▶人権教育研修の充実

- ① 講義形式の研修だけでなく、演習形式の研修や人権関連施設の現地研修などを実施し、管理職や人権教育担当教員の研修を充実させます。
- ② 学校における児童虐待の早期発見・対応のための研修を充実し、関係機関と連携した取組を推進します。

【目標2 豊かな心の育成】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	認失	印したいじめの解消率					
指標の定義		市立小・中学校におけるいじめ認知件数のうち、解消された件数の割					
		合。					
選定理由		いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応に					
		よって、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定。					
		現況値	目標値	目標値の根拠			
小・中学				一人一人の児童生徒にとって明るく			
	学校	校 86.0%	90%	安心して学べる学校であるために、			
		00.070		認知したいじめを解消することを目			
				指して、目標値を設定。			

目標3

健やかな体の育成

施策

- ■施策7
 - 体育授業を核とした体力向上の推進
- ■施策8
 - 学校保健の充実
- ■施策9
 - 食育の推進・学校給食の充実



体育授業を核とした 体力向上の推進



現状と課題

- ① 本市の子供たちの体力は、小学生、中学生のそれぞれにおいて、低下傾向にあります。 このことは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、学校における体育 的行事を含めた体力向上に対する取組が減少していることなどが要因の一つと考えら れます。また、子供の生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子 供としない子供の二極化の傾向も指摘されています。
- ② 本市では、特に小学校において「運動・スポーツが好き」「やや好き」と感じている児童の割合が、全国平均と比較して低い傾向となっています。
- ③ 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、全ての子供が運動に関わる学校体育の機会を大切にすること、特に体育授業を改善していくことで、「運動好きな」児童生徒を育成するとともに、体力向上を図ることが大切です。

主な取組

▶体育授業の充実

- ① 資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できる学習過程を工夫し、運動の楽しさや喜びを味わえる授業を実践します。
- ② 児童生徒が、一人一人の能力・適性等に応じた課題をもつことができるよう、課題解決に必要な学習の場を充実させるとともに、児童生徒の発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容の明確化と体系化を図り、指導計画や学習過程を丁夫します。

▶児童生徒の体力の向上

- ① 「上尾市児童生徒体力向上推進委員会」を定期開催し、運動量を確保した体育 授業の実施に向けた工夫や、子供たちの実態に即した体力向上に係る効果的な取 組等について検討します。
- ② 各小・中学校において、新体力テスト結果の丁寧な分析・考察を行い、体力向上に向けたきめ細かな指導の実践につなげます。また「体力プロフィールシート」の活用を通して、児童生徒一人一人の「体力向上目標値」を設定します。
- ③ 体力テストの結果を小学校段階から毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、一人一人の体力が確実に伸びる教育に取り組みます。



学校保健の充実



現状と課題

- ① 健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理していく思考力・判断力などを育てる必要があります。
- ② 日常の健康観察、定期健康診断、学校感染症の予防や学校環境衛生検査の適正な実施と事後措置を通して、児童生徒の健康の保持・増進を図る必要があります。
- ③ アレルギー疾患、メンタルヘルス、感染症などの現代的な健康課題を解決するため、学校・家庭・地域の医療機関等の連携による保健管理の推進が必要です。

主な取組

▶保健教育の推進

- ① 現代的な健康課題に系統的・計画的に対応できるよう、各学校が学校保健計画を 作成し、家庭や関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。
- ② メンタルヘルスやアレルギー疾患など児童生徒の現代的な健康課題への対応について、それぞれの発達段階に応じて系統的に指導するとともに、学校・家庭・地域の医療機関等が連携して取り組みを進めます。
- ③ 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や性感染症の予防・啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を進めます。また、大麻などの麻薬、危険ドラッグ等の乱用薬物に関する最新の情報等を教育内容に取り入れるとともに、養護教諭や学校保健担当者への研修の実施等、薬物乱用防止に向けた取組を進めます。

ト保健管理の推進

- ① 定期の健康診断や日常の健康観察を適正に実施し、疾病の早期発見治療により、 児童生徒の健康の保持増進を図ります。
- ② 学校環境衛生検査を定期的に実施し、学校環境衛生の保持・改善を図ります。
- ③ 食物アレルギー事故防止のために、上尾市学校給食食物アレルギー対応方針の徹底を図ります。

▶学校保健組織活動の推進

① 家庭や地域の関係機関との連携を図るため、学校保健委員会を通して、児童生徒の健康課題解決のための校内協力体制を強化します。



現状と課題

- ① 子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育推進 体制を整備して取り組むことが大切です。
- ② 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持・増進と体力向上を助け、また、家庭における望ましい食生活のモデルとなることが期待されています。
- ③ 学校給食衛生管理基準に基づいた、安心・安全な学校給食の実施が必要です。また、調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が必要です。
- ④ 本市では、令和7(2025)年4月に「第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、市民が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすための環境づくりを目指すとともに、生活習慣病対策や食育などへの取組を強化していくこととしています。

主な取組

▶食に関する指導の充実

- ① 「第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画」を踏まえ、学校給食を通して、食生活の改善や健康増進が図られるよう、食育推進体制の確立や食に関する指導の充実に努めます。
- ② 食に関する知識や能力等を身に付けるために、各学校の特色を生かした体験活動を取り入れるなど、家庭・地域と連携した食に関する指導の取組の工夫・改善を図ります。
- ③ 教育活動全体を通して全教職員で取り組む校内協力体制を整備するとともに、栄養教諭などの専門性を生かした指導の充実を図ります。

▶学校給食の充実

- ① 郷土食や行事食などの伝統的な食文化を継承し、また、世界の料理で多様な食文化を伝えるとともに、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、献立の工夫・改善を図ります。
- ② 学校給食を「生きた教材」とし、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を図るとともに、食に対する理解・関心を高めます。

▶学校給食の衛生管理の徹底

- ① 衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正管理を行います。
- ② 給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校 給食関係職員を対象とした研修の充実を図ります。

【目標3 健やかな体の育成】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標体育	育主任等研	主任等研修会の実施				
指標の定義	上尾市立小	上尾市立小・中学校の体育主任等を対象とした、体育授業等の指導に				
担保りた我	関する研修	会の実施回数。				
	本市の児童	生徒の体力は、小学生、中学	学生のそれぞれにおいて、低下			
選定理由	傾向にあり	、体育授業を核とした体力に	向上について、教員の指導力を			
	向上させる	ことが必要であることから	、この指標を選定。			
	現況値	目標値	目標値の根拠			
			全ての小・中学校の体育主任			
			等に対して、継続した研修を			
小·中学校	校 2回 2回を維持		実施し、各学校における体育			
			授業等の質の向上を目指して			
			目標値を設定。			

指標 谌	固科	料健診の受診率				
指標の定義	į	定期健康診断(歯科)	を受診した児童生徒	色の割合。		
冷中田山		健康診断の集計・分	析などから小・中等	学校の実態に即した歯・口の健		
選定理由		康づくりの実践を推	進するため、この排	旨標を選定。		
		現況値	目標値	目標値の根拠		
				児童生徒が健康課題を残した		
小学校	•	81.9%	85.0%	まま放置されることのないよ		
				う適切に対応するとともに、		
			不登校児童生徒等の受診機会			
			00 00"	を確保する未受診者健診の取		
中学校	•	85.8% 89.0%	89.0%	組を通じた受診率の向上を目		
			-	指して、目標値を設定。		

指標	栄	養教諭の年間平均授業実施回数						
指標の定	E義	各校の栄養教諭が年	間で授業を実施した	こ 回数の平均。				
		児童生徒が食に対す	る正しい知識と望る	ましい食習慣を身に付けること				
選定理由	Ħ	ができるよう、食育	推進体制を整える。	ことが重要であるため、この指				
		標を選定。						
		現況値	目標値	目標値の根拠				
小学	校	67.60 700		学校において食育に積極的に 取り組んでいくことを目指し				
中学	校	68.50 700		て、目標値を設定。				

目標4

自立する力の育成

施策

■施策 10

キャリア教育・職業教育の推進

■施策 11

主体的に社会の形成に参画する力の育成



- ① 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためには、社会人・職業人としての基礎となる知識・技能などを身に付ける必要があります。そのためには、各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育・職業教育を推進し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達の取組を促進する必要があります。
- ② 中学生が主体的に適切な進路を選択できるよう、全ての教育活動を通じて、組織的・系統的な進路指導を充実させることが必要です。

主な取組

▶体系的・系統的なキャリア教育の推進

- ① 児童生徒が明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、「キャリアパスポート」等を活用しながら発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- ② 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の 勤労観・職業観を育成します。

▶中学校での進路指導体制の充実

- ① 生徒が適切な進路を主体的に選択できるよう、進路指導・進路相談を充実させます。
- ② 生徒一人一人に適切な進路指導を行うために、組織的に対応する指導体制の充実を図ります。



主体的に社会の形成に 参画する力の育成



現状と課題

- ① 社会の持続的な発展を生み出すうえでは、一人一人が主体的に社会に関わっていくことが重要です。そのためには、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けるため、意見表明による主体性の育成などが重要となります。
- ② 持続可能な社会の創り手を育成するため、環境や資源・エネルギー問題についての学習の充実が求められます。また、子供たちが社会的に自立した存在になるためには、多様な人々と協働していくための社会性やコミュニケーション能力などの育成が重要です。

主な取組

▶子供の意見表明による主体性の育成

- ① 社会と関わる中で、様々な課題を自分事として捉え、その解決に向けて意見を表明する活動を通して、子供の主体性を育む教育を推進します。
- ② 児童生徒が主体となって、自身に関わるルール等の制定や見直しの過程に参画する 取組を推進します。

▶多様な人材と協働する力の育成

- ① 地球規模課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる力を育むため、SDG s の実現に向けた教育を推進します。
- ② 探究的な学習や体験活動を通じ、多様な他者と協働しながら主体的に学び、話し合い、考えの統合を図ることなどにより、コミュニケーション能力や問題解決能力などの協働する力を育みます。

【目標4 自立する力の育成】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	将习	来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合						
		「全国学力・学習状況	兄調査(小6・中3)」の貿	間紙調査において「将来				
指標の記	官義	の夢や目標を持ってい	いる」とういう質問に「旨	当てはまる」又は「どちら				
		かといえば、当ては	まる」と回答した児童生	徒の割合。				
選定理日	ь	キャリア教育を推進	することが、将来の夢や	目標を描ける児童生徒が				
医 上垤口	П	増えることにつなが、	ることから、この指標を	選定。				
		現況値	目標値	目標値の根拠				
小学	校	82.8%	87.0%	キャリア教育を推進することにより、全国トップの水準となることを				
中学	校	69.6%	74.0%	目指して、目標値を設定。				

指標	中学	学校において主体的に社会に参画していく力を育成する						
	ため)に、外部機関と連	連携した取組を実施	している学校の割合				
指標の定	:義		体的に社会に参画してい 取組を実施している学校					
選定理由		主体的に社会の形成に参画する力を育成するため、外部機関と連携し、実践的な活動を通して学ぶことが有効であると考えられるため、この指標を選定。						
		現況値 目標値 目標値の根拠						
中学村	交	100%	100%	全ての中学校で主体的に社会に参画する力を育成するために外部機関と連携した取組を継続していくことを目指し、目標値を設定。				

目標5

多様な二一ズに対応した 教育の推進

施策

■施策12

障害のある子供への支援・指導の充実

■施策13

不登校児童生徒への支援

■施策14

就学支援の充実

■施策15

伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進



障害のある子供への 支援・指導の充実



現状と課題

- ① 誰一人取り残されず、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子供がともに学ぶ環境を整備するとともに、一人一人の状況に応じた教育を進めることが大切です。そのためには、学校全体の指導体制を充実させるとともに、教員一人一人の資質の向上を図ることが重要です。
- ② 障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じて、長期的な視点で幼児期から一貫した教育的支援を行うことが重要です。
- ③ インクルーシブ教育の構築に向け、支援籍学習を進めるなど、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を充実させていくことが重要です。
- ④ 障害のある幼児や児童生徒及び保護者が、障害について深く理解・受容し、適正な 就学先を判断するための就学相談を充実させる必要があります。

主な取組

▶特別支援教育体制の充実

- ① 特別支援教育コーディネーターが中心となり、学校と教育センター等関係機関との連携を強化します。また、アッピースマイルサポーター(ASS)や特別支援学級補助員を配置するなど適切な支援を行い、特別支援教育体制を充実します。
- ② 特別支援教育コーディネーター研修を実施し、教員の資質向上に努めるとともに、各学校における特別支援教育に関する研修の実施や校内支援体制の整備・充実を図っていきます。
- ③ 特別支援学級において、担任が行う指導の補助にあたるため、特別支援学級補助員を全小・中学校に配置します。
- ④ 市立小・中学校に就学する一定の障害の程度に該当する児童生徒の保護者または 市立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽 減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための経費の一部を支給します。
- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を活用した小・中学校への巡回支援を進めるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援体制を整えます。

▶教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ① 特別支援学級担当教員等に特別支援学校教諭免許状の取得を促進し、教員の専門性の向上を図っていきます。
- ② 特別支援教育マイスターを各校に派遣し、具体的な指導・支援を継続して実施する ことで、教員の更なる資質向上を図ります。また、校内への特別支援教育への理解促 進のために、校内での情報共有を図ります。

▶インクルーシブ教育の推進

- ① 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、保護者や関係機関との連携を図りながら、一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援プランを作成し、計画的な支援を行います。
- ② 就学支援委員会の充実を図るとともに、特別支援学校との支援籍学習により、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

▶就学相談の充実

- ① 就学相談をとおして、望ましい教育的支援について検討し、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにします。
- ② 上尾市就学支援委員会での審議結果を基に、適切な教育形態について、学校・家庭が合意形成を図ることができるようにします。



- ① 不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであることから、未然防止を含む早期段階からの適切な支援が必要です。
 - そのため、児童生徒一人一人の状況に応じた教育相談体制の整備など、支援の充実を図る必要があります。
- ② 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けては、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや、小・中学校の円滑な接続が重要です。
- ③ 不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう。 本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援 を行うことが求められています。
- ④ 不登校児童生徒については、個別の相談を通し集団の中で適応できるようにすることが必要です。また、不登校児童生徒の学校復帰のためには、児童生徒の人間関係の醸成などの指導・支援を行うことが必要です。

主な取組

▶教育相談活動の推進

- ① 学校生活における教育相談体制の充実を図り、個に応じた適切な支援を行います。
- ② 学校と連携しながら、不登校児童生徒に対して、教育センターにおける個別相談を行います。
- ③ 引きこもり等により、教育センターへの来所が困難な児童生徒に対しては、オンライン相談や地域の公共施設を利用したサテライト相談、スクールソーシャルワーカー (SSW)によるアウトリーチ支援による相談体制を整え、個別相談を行います。
- ④ 発達などに課題のある児童生徒については、面談・観察等で実態を把握し、適切な支援を行います。

▶不登校の未然防止の推進

① 不登校の未然防止を図るため、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりを推進するとともに、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。

▶不登校児童生徒への支援の推進

- ① 教育相談体制の充実等により、不登校の初期段階にある児童生徒に対する早期の 支援を推進します。
- ② 各校が設置したスペシャルサポートルーム(SSR)に、サポートルームティーチャー(SRT) を配置し、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境整備を推進します。

▶学校適応指導教室の充実

- ① 個別相談の段階から学校適応指導教室を部分的に利用できるスモールステップの相談システムを整備します。
- ② 教育センター内外に設置した学校適応指導教室における体験活動や自主学習、地域や様々な人々との交流活動等の充実を図ります。

▶学校・教育センターの連携推進

- ① 不登校対策コーディネーター及び教育相談主任研修会、さわやか相談室相談員研修会、サポートルームティーチャー研修会、アッピー・スマイル・サポーター研修会、特別支援学級補助員研修会を実施し、適切な指導を行うとともに、情報を共有し、連携した取組を行います。
- ② 定期的に教育センターによる学校訪問を行い、教育相談・就学相談に関する情報 共有と学校への指導・支援を行います。

▶関係機関との協力と連携の推進

① 医療機関や民間施設など関係諸機関と連携し、児童生徒、保護者、学校に対して 適切な対応を行います。





- ① 高等学校や大学などへの進学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な人に対する支援がますます必要となっています。
- ② 義務教育就学児童生徒を持つ家庭における、就学援助を必要とする割合は1割程度で推移しています。経済的理由により就学困難な家庭に対し必要な援助をすることは、義務教育の円滑な実施を図るために必要です。

主な取組

▶進学に対する支援

- ① 経済的な理由により高等学校や大学などへの進学が困難な人の保護者に対して、 入学準備金の貸付による支援を行います。
- ② 経済的な理由により高等学校や大学などの就学が困難な人に対して、奨学金の貸付による支援を行います。

▶就学に対する援助

① 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費、学校給食費、新入学児童学用品費、修学旅行費等の一部を支給します。



伝統と文化を尊重し グローバル化に対応する 教育の推進



現状と課題

- ① 国際社会の一員として、主体性をもって積極的にその役割を果たす人材を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国や郷土を愛する態度や、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育の充実が必要です。
- ② グローバル化に対応するためには、チャレンジ精神、多文化共生の精神、豊かな語学力など、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築する能力を育成する教育の充実を図ることが必要です。
- ③ 持続可能な循環型社会を実現するためには、次代を担う児童生徒が、環境、食糧、エネルギーといった地球的規模の課題についての理解を深め、一人一人が自分にできることを考え、実践する力を身に付けることが重要です。
- ④ 帰国児童生徒や外国人児童生徒などには、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かい支援が必要です。

主な取組

▶伝統と文化を尊重する教育の推進

① 学校における教育活動全体を通じて、児童生徒が視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を進めます。また、わが国や郷土の伝統や文化に対する理解を深める学習を推進します。

▶英語をはじめとした外国語教育の充実

- ① 「生きた英語」を学ぶことができる学習環境を整え、外国語学習の動機付けを図り、コミュニケーション能力の基礎を養うために、教員と外国語指導助手(ALT)とのティームティーチングによる授業を行います。
- ② 小学校 1・2 年生から ALT を活用した英語活動、小学校 3・4 年生では英語に慣れ親しむ外国語活動、小学校 5・6 年生ではコミュニケーションの基礎を身に付ける外国語科の授業を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。中学校では小学校までの学習を円滑に接続し、小・中 9 年間を見通した外国語教育を推進します。
- ③ 教育課程特例校の指定を受け、市内全小学校 1・2 年生で「英語活動」を実施します。「英語活動」では、児童に「生きた英語」を学ぶ環境を整備すること、及び「話すこと」を中心としたコミュニケーションを図ることを楽しむ態度を育成します。
- ④ 中学生に豊かな国際感覚を養い、国際社会に貢献できる人材として必要な能力や 態度を育成する教育活動の一環として、市内中学校に在籍する生徒を対象に、海 外派遣研修を実施します。

▶SDG s の実現に向けた教育の推進

- ① 環境、食糧、エネルギーといった様々な地球規模の課題に対して、児童生徒が理解 を深め、自らの課題として捉えることで、主体的に活動する態度を育成します。
- ② 総合的な学習の時間等で実施する ESD(持続可能な開発のための教育)やシティズンシップ教育等で、SDG s (持続可能な開発目標)との関連を図ります。
- ③ 帰国児童生徒・外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるよう、学校からの要請に基づいて日本語指導職員を派遣し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援の充実を図ります。

【目標5 多様なニーズに対応した教育の推進】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標教育	育相談の	育相談の終結率				
指標の定義	教育相談	炎を受けた件数のうち、	相談の終結が確認された件数の割合。			
選定理由	教育相談	後体制の充実を示す数値 [*]	であることから、この指標を選定。			
現況	值	目標値	目標値の根拠			
61.	0%	70.0%	令和6年度の値(61.0%)から、5年間でさらに10ポイント高めることを目指し、目標値を設定。			

指標不到	登校児童生徒の関係機関等との連携率					
指標の定義	不登校児	不登校児童生徒1人当たりの関係機関等の連携数。				
	不登校児	営童生徒の多様で適切な	対応の充実を図るためには、教育セン			
280字抽出	ターにお	ターにおける支援の充実や関係機関等との連携を進め、不登校児童生				
選定理由	徒の相談	徒の相談や指導につなげることが重要であることから、この指標を設				
	定。	定。				
現況(直	目標値	目標値の根拠			
			上尾市5か年計画における令和6年			
60.0	06	70.0%	度の数値を踏まえ、これをさらに高			
0.0.0	70	/ U.U %0	めていくことを目指し、目標値を設			
			定。			

指標 日	 ト語指導職員による教育支援を受けた児童生徒数及び派						
遣	依頼に対する派遣	対応割合					
指標の定義	日本語指導職員によ	る教育支援を受けた児童	生徒数及び派遣依頼に対				
担保の足我	する派遣対応割合。						
選定理由	日本語指導を必要と	する児童生徒への支援を	図り、多様なニーズに対				
选足连田	応した教育の推進を	図るため、この指標を選	定。				
	現況値	目標値	目標値の根拠				
			外国籍の児童生徒が増				
対応人数	39人	100人	加しているが、日本語指				
			導職員による教育支援				
		100%	要請にすべて対応して				
対応割合	100%	<u> </u>	いる現状を維持してい				
	1 0 0 70	★ 纵++	くことを目指し、目標値				
		を維持	を設定。				

目標6

新しい時代の学びにふさわしい 教育環境づくりの推進

施策

■施策16

教職員の資質・能力の向上

■施策17

学校の組織運営の改善

■施策18

学校環境の整備・充実

■施策19

学校安全の推進

	·価項目 ·理解		評定
		 ・児童生徒と信頼関係が築けているか。 よいことと悪いことの区別をつけ、適切にほめたり叱ったりしているか。 なる児童生徒に目を配り、児童生徒の声に耳を傾けているか。 	
		*とめ、動かしているか。 ・、生き生きと指導しているか。	
(16) 教職員の資質・能力の向	止	でり組み、授業を効果的に組み立て実施しているか。 、必要な教材を準備し、効果的に活用しているか。 在や課題に即した指導を展開しているか。	
		、豊かな表情を意識しているか。 . 説明、指示の区別を意識して話しているか。	
		、きはきしているか。 ・表情や動作に明るさや豊かさ、さわやかさがあるか。 ・感情に走らず、公正な態度を保持しているか。	
	_iさつ	はっきりとした声で「おはようございます」等を言っているか。	

- ① 次代を担う児童生徒一人一人を認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と 学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮すること が大切です。そのためには、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、個別最適な 教職員の学びや協働的な教職員の学びの充実を図る必要があります。
- ② 様々な教育課題の解決には、教職員個々の資質・能力の向上が不可欠です。人事評価制度により教職員の力量を高め、学校の活性化を図ることが必要です。
- ③ 教職員による不祥事が相次ぎ、児童生徒やその保護者、地域住民の信頼を著しく損なう深刻な事態となっています。不祥事根絶に向けた取組を推進し、信頼回復に努める必要があります。
- ④ 学校の円滑な運営のため、教職員の心身の健康の保持・増進が重要です。

主な取組

▶教職員の研修の充実

① 初任者研修、5年経験者研修、臨時的任用・任期付教員研修会、新任管理職研修など、教職員の職責遂行に関わる職能に応じた研修を、県や外部機関と連携しながら充実させます。

▶人事評価制度の活用

- ① 教職員間の協働性やチームワークの重要性を鑑みながら、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ② 教職員の人事評価結果を、人材育成や給与などの人事管理へ適切に活用します。

▶教職員の不祥事根絶の徹底

- ① 当事者意識を育む倫理確立委員会を活性化するとともに、不祥事根絶のための研修を充実させ、実効性のある取組を推進します。
- ② 教職員の事故防止や不祥事根絶に向け、教職員の服務の厳正を図ります。

▶教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進

- ① 教職員の定期健康診断及び健康管理医による健康指導などにより、教職員の健康の保持・増進を図ります。
- ② 教職員のメンタルヘルスの不調を未然に防止するため、全教職員を対象にしたストレス チェックを活用するとともに、労働安全推進研修会等の研修の機会を提供し、教職員の 健康保持を図ります。
- ③ 医師による面接指導により、教職員の健康に対する不安を軽減します。

- ① 学校には、自らの活動を評価し、その改善と発展を目指し、学校教育活動や学校運営の状況について、公表を行うことが必要です。
- ② 少子化に伴い学校間の規模に差が生じてきており、地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化を図ることが必要です。
- ③ 学校教育法・学習指導要領などの法令を踏まえ、創意・工夫した教育課程を編成し、学力向上・教育活動の充実を図ることが必要です。
- ④ 学校は、保護者や地域住民の願いを把握し、学校運営に反映させるとともに、地域とともに「魅力ある学校づくり」を行うことが必要です。
- ⑤ 教育の質の維持・向上のため、学校における働き方改革を進め、新しい時代の教育に向けた持続可能な指導・運営体制の構築が必要です。

主な取組

▶学校評価の効果的な活用

- ① 自己評価、学校関係者評価の実施と公表を行い、地域と一体となって魅力ある学校 づくりを推進します。
- ② 学校の現状と課題を把握し、魅力ある学校づくりを推進します。

▶特色ある教育課程の編成・実施

- ① 教育目標の実現に向けて、経営方針や教育指導の重点・努力事項を明確にし、9 か年を見通した魅力ある学校づくりのための体制を確立します。
- ② 地域性を生かし、家庭や関係機関、地域内の他の学校や幼稚園、保育所、保育園、認定こども園と協力・連携し、信頼される学校づくりを推進します。
- ③ 学習指導要領を踏まえ、教育課程の編成・実施、教員の指導力の向上及び授業の充実を図るため、必要な資料の配付、研修などを行います。
- ④ 長期的な児童生徒数の推移や、各地域の実情を踏まえながら、学校規模の適正化に向け、通学区域の検討を行い、地域の特性を生かした教育活動を展開します。
- ⑤ それぞれの学校が地域参加型の学習や異学年交流などの充実を図ります。

▶学校における働き方改革の推進

- ① 夏季休業日を8月31日まで延長し、教職員及び児童生徒の負担軽減を図ります。
- ② 全小・中学校にスクール・サポート・スタッフ(SSS)を配置することで、事務的な業務の 負担軽減を図り、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境づくり及び児童生徒と 向き合う時間の確保を目指します。
- ③ 「ふれあいデー」や「学校閉庁日」の設定により、教職員の意識改革と活力向上を推進します。



- ① 学校環境の充実のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要があります。その ため、学校施設の老朽化対策や、バリアフリー化、空調設備の整備を行うことにより、 学校施設の機能を維持、向上させていくことが求められます。
- ② GIGA スクール構想の進展により、児童生徒が1人1台の端末を利用できる環境が整備されました。今後は、端末を円滑に活用するため、安定した通信環境の構築が必要となります。また、ICT 環境の充実により校務の効率化を推進し、教職員の負担軽減に寄与することが期待されます。
- ③ 学校図書館図書については、小・中学校ともに国が定めた「学校図書館図書標準冊数」の充足率は100%を超えました。今後も整備率を維持するために、傷んだ図書の入れ替えや時代に合わせた図書の整備などを図る必要があります。教育教材については、教材整備指針に基づき整備を進めています。今後は長年使用して老朽化している大型教材についても、計画的な更新に取り組む必要があります。
- ④ 本市の学校施設は、建築後40年以上が経過し、老朽化が進行する学校施設が80%を占め、計画的な学校施設の更新が課題となっています。このような課題に対応するため、上尾市学校施設更新計画基本計画(令和5年3月改定)及び同実施計画(令和6年3月策定)に即し、計画的・効率的な学校施設の更新を推進する必要があります。

主な取組

▶学校環境の整備・推進

- ① 老朽化した校舎の防水、外壁の改修、建築設備の更新を推進します。
- ② 施設のバリアフリー化、トイレの洋式化、空調設備の整備を推進します。
- ③ 新 JIS 規格机への更新を進めます。

▶ICT 環境の整備・充実

- ① 児童生徒が ICT 端末を円滑に利用できる環境を整備するため、通信回線の高速化 及び安定化を推進します。
- ② 教職員向け業務用端末の無線化とセキュリティ強化を推進し、安心かつ効率的な校務環境の実現を図ります。

▶学校図書館の資料や教材の整備・充実

- ① 児童生徒の自発的な学習活動を支援し、豊かな感性や情操を育む読書活動を展開するため、学校図書の更新・充実を図るとともに、学校図書館の整備を推進します。
- ② 大型教材の計画的な更新を進めます。

▶学校施設更新の推進

- ① 第1期上尾市学校施設更新計画実施計画(令和6~10年度)に即し、計画的・効率的な学校施設の更新を推進します。
- ② 第2期上尾市学校施設更新計画実施計画(令和11年~15年度)の検討・策定取組み、引続き、学校施設の更新を推進します。





- ① 事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力などを身に付けることが求められています。
- ② 児童生徒が生涯にわたり交通事故の当事者にならないよう、学校において交通ルールの 遵守とマナー向上の意識を高める指導の徹底を図る必要があります。
- ③ 学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。
- ④ 児童生徒の安心安全を確保するために、学校や家庭、地域、関係機関など地域ぐるみで取り組むことが大切です。

主な取組

▶安全教育の推進

- ① 児童生徒の安心・安全を確保するため、各学校が学校安全教育計画を作成し、組織的・計画的な学校安全活動の充実を図ります。
- ② 登下校時など不審者に遭遇した場合の安全確保のため、緊急事態発生時の対処法を指導するとともに、子ども110番の家や通学路危険個所等について理解を促します。
- ③ 各学校で心肺蘇生法研修の体験的な学習を実施し、緊急時における適切な行動を身に付けさせとともに、命を大切にする心や共助の精神の醸成を図ります。
- ④ 児童生徒が、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるよう、避難訓練や交通安全教室等の安全教育を計画的に実施します。また、 共助、公助の視点を適切に取り入れ、安心・安全な社会づくりに貢献することができる児童生徒を育成します。

▶安全管理の徹底

- ① 上尾市消防長が認定する「応急手当普及員」の資格を教職員に取得させ、自動体外式除細動器(AED)の使用方法や心肺蘇生法などの校内研修を開催し、組織として機動的に対応できる体制を整備します。
- ② 学校メール配信システムを活用し、児童生徒に関係する緊急情報などを家庭や地域などに速やかに提供し、学校・家庭・地域が一体となり、児童生徒の安全確保に努めます。

▶学校安全組織活動の推進

- ① 上尾市 PTA 連合会からの通学路危険箇所改善要望に基づき、関係機関と連携しながら、通学路における安全な環境の整備に努めます。
- ② 学校安全パトロールや防犯ボランティアなど、家庭・地域と連携しながら、登下校時の 防犯・交通事故防止を図ります。

【目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標 月	4 5 時間以内、年3 6 0 時間以内の時間外在校等時間を達						
成	した学校の割合	」た学校の割合					
指標の定義	月45時間以内、	年360時間以内の時	間外在校等時間を達成した学				
	校の割合。						
	教職員の働き方に	焦点をあて、令和7年	9月に市教育委員会が改定し				
	た、上尾市立小・	中学校における働き方	改革基本方針に示されている				
選定理由	時間外在校等時間	時間外在校等時間に関する目標「月45時間以内、年360時間以内					
	の教員数の割合を	の教員数の割合を令和9年度末までに100%にする」に準じて指標					
	を選定。						
	現況値	目標値	目標値の根拠				
			教育の質の維持・向上のた				
月45	0%	100%	め、学校における働き方改革				
時間以内	0 70	<u> </u>	を進め、新しい時代の教育に				
			向けた持続可能な指導・運営				
			体制の構築を図るために、す				
年360	0.06	1 0 0 0/4	べての教職員が目標時間内				
時間以内	0%	100%	となることを目指して目標				
			値を設定。				

指標	新」	JIS 規格机の整備割合				
小中9:			学年のうち、新 JIS 規格への更新が済んだ学年の割合(更新済			
指標の記	上我	み学年数	/小・中9学年)。			
		タブレッ	ト端末等を置ける幅広い	N天板や高さ調整機能が追加された新		
選定理由	Ħ	JIS 規格	に準拠した机への更新を	行うことで、最適な環境づくりを目		
		指すため	指標に設定。			
	現況(- 自標値 目標値の根拠				
11.1%		1%	66.6%	毎年1学年ずつ更新を行うことを 目指して目標値を設定。		

指標 登下	F校時の交通事故件数					
指標の定義	児童生徒の登下校時に発生した交通事故の件数。					
	交通儿	ノールの遵守やマナー	向上といった安全教育を通じて、児童生徒			
	が自ら	。 危険を予測し、回避 [・]	する能力を身に付けること、さらに学校安			
選定理由	全パトロールや防犯ボランティアなど学校・家庭・地域が一体となっ					
	て児童	重生徒の安全確保を図	ることにより交通事故を回避できると考え			
	指標と	して選定。				
現況値		目標値	目標値の根拠			
			児童生徒が生涯にわたり交通事故の当事			
10件		0件	者にならないよう事故ゼロを目指して目			
			標値を設定。			

目標7

家庭・地域の教育力の向上

施策

■施策20

地域と連携・協働した教育の推進

■施策21

家庭教育の充実

■施策22

部活動の地域展開の推進



地域と連携・協働した 教育の推進



現状と課題

- ① 本市では、地域の住民の参画を得て取り組む「学校応援団」の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの育成を図ってきました。 この活動を基礎に、学校と保護者や地域、企業や団体などとの関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子供たちの学びや育ちを支えることが必要となります。
- ② 本市では、平成31(2019)年度に、市内全小・中学校が、学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールとなりました。今後は、学校と保護者や地域住民等と教育目標を共有するなど、学習指導要領に掲げられている「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が求められています。
- ③ 現在、市内小中学校の PTA は活動が縮小の傾向にあり、今後の子どもたちへの教育活動の支援や、家庭教育の在り方について、検討の必要があります。
- ④ 家庭・地域の教育力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域・関係機関が力を合わせて教育に取り組む必要があります。
- ⑤ 家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分身に付いていなかったりする子供たちの 学習について、地域住民などによる多様な視点からの支援が必要です。

主な取組

▶「学校応援団」の活動の充実

- ① 学習支援、環境整備、安心・安全の確保などの学校応援団の活動を支援し、学校 応援団活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- ② 学校応援団の活動を周知するとともに、学校応援団相互の連携を図ります。

▶コミュニティ・スクールの充実

① 学校・家庭・地域が、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の 実現に向けて協働する「地域とともにある学校づくり」を推進し、その充実を図ります。

▶学校・家庭・地域・関係機関の連携推進

- ① 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、青少年健全育成活動の促進や学習支援、 部活動の指導など様々な活動を推進します。
- ② 児童生徒ボランティア活動の充実を図り、積極的に地域と関わるなど、持続可能な地域人材の育成に努めます。
- ③ 地域の人的・物的資源を活用した学びの充実を図ります。



家庭教育の充実



現状と課題

- ① 子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てる重要な営みであり、家庭教育はすべての教育の出発点です。保護者は子供に必要な習慣を身につけさせるとともに、自主性を育成し、心身の調和のとれた発達ができるよう努めなければなりません。このため、保護者に家庭教育の必要性を周知し、より魅力ある事業展開を図る必要があります。
- ② 家庭教育については、保護者の学習活動が活発になるよう、支援が必要です。

主な取組

▶家庭教育推進活動の実施

① すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、保護者会などの協力により、 子育て中の保護者のニーズに応えられるような実践的な家庭学習の機会を提供しま す。

▶親の学習の推進

① 幼稚園・保育園の保護者会等が独自に企画・実施する講演会や講座等に対し、側面的な支援を行います。



- ① 生徒数の減少により、地域によっては、従来どおりの部活動の維持が困難となっています。また、生徒の多様なニーズに応え得る種目の部活動の設置ができなくなっています。
- ② 教員の働き方改革を推進しなければならない中、授業及び校務と部活動指導の両立が難しくなってきています。また、当該種目の経験に関わらず部活動指導を行っている教員も多数います。
- ③ 生徒が自己のニーズに応じて、専門性の高い指導者から、質の高い指導を受けられる環境を整える必要があります。

主な取組

▶ 新たな地域クラブ活動「AGEO 地域クラブ」の発足・充実

- ① 現存の学校部活動の種目に限らず、生徒の多様なニーズに応じた、「多種目」「多志向」「インクルーシブ」な環境を整えます。
- ② 生徒が安心して、安全に活動することができる管理運営体制の下、指導者や運営スタッフ、指導の質を確保する取組を進めます。
- ③ 参加生徒等の負担に配慮し、誰もが参加しやすいクラブ運営を行います。

▶ 「平日」の部活動の地域展開に係る検討の実施

- ① 休日に続き、平日の部活動の地域展開に係る検討を行います。
- ② アッピー部活動コーチ・サポーター等の経験者に加え、新たな地域指導者を発掘する など、平日の地域クラブ活動の指導者を確保するための取組を推進します。

【目標7 家庭・地域の教育力の向上】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	各学杉	交の学校応援団の活用率			
指標の定義		年間の各学校で登録されている学校応援団の活用率。			
選定理由		学校応援団の活用率は、学校応援団活動の活性化と家庭・地域の教育力			
		の向上を示すものであるため指標として選定。			
		現況値	目標値	目標値の根拠	
小・中学校		100%	100%	現状の活用率を継続・維	
				持することが、学校応援	
				団活動の活性化と家庭・	
			<i>+.</i> ⟨₩↓+	地域の教育力の向上に	
			を維持	重要であるため目標値	
				として設定。	

指標 「ノ	AGEO 地域クラブ」参加児童生徒の満足度				
指標の定義	「AGEO 地域クラブ」に参加する児童生徒に対するアンケート調査におけ				
旧伝りた我	る満足度(毎年度末に実施)				
選定理由	「AGEO 地域クラブ」が参加児童生徒のニーズに即したものになっている				
丛足垤田	かを把握するために本指標を設定。				
	現況値	目標値	目標値の根拠		
	100%	100%	令和6年度新たな地域		
			クラブ活動「AGEO 地域		
			クラブ」実証事業終了時		
			に実施したアンケート		
中学校			調査の結果をそのまま		
中子仪 			使用。今後種目数や拠点		
			数が増えた場合におい		
			ても、同じ数値を獲得で		
			きるようにすることを		
			目指して目標値を設定。		

目標8

生涯にわたる豊かな学び の推進

施策

■施策23

幅広い学習機会の提供

■施策24

学びを支える体制の構築

■施策25

人をつなぎ未来をつなぐ学習機会の展開

■施策26

図書館運営の充実





現状と課題

- ① 地域住民の学習ニーズに対応した講座などを実施することで、趣味・教養としてのさまざまな知識、技能を高めるとともに、グループ活動を通して、学び、教え合う場の提供が必要です。
- ② 人権問題における歴史や課題は、学校での教育のみならず、生涯を通じて学んでいく ことが重要です。講座や研修会を通じて、市民一人一人の人権意識の向上を図ることが大切です。

主な取組

▶生涯学習機会の提供

- ① 生涯学習のきっかけとなる情報の発信や事業を実施します。
- ② 各世代のニーズ、学習レベルや学習環境に応じた多種多様な講座を企画・提供していきます。

▶人権教育の推進

- ① 人権教育推進協議会及び人権教育集会所運営委員会を開催し、人権教育の推進及び集会所事業の運営について協議を行い、人権教育施策の充実を図ります。
- ② 学校と連携した人権標語・作文コンクールの実施及び人権教育集会所において、人権研修・講座を実施することにより、市民の人権意識の高揚を図ります。
- ③ 人権教育集会所を人権教育及び地域交流の拠点施設として活用するため、適切な管理・運営を行います。



現状と課題

- ① 目的に応じた委員会を設置し、市民や有識者、社会の意思を生涯学習事業などに 反映させ、事業の中立性・透明性を確保することが必要です。
- ② 市民の学びの質の向上に資するため、情報提供や学習相談の支援体制を充実させていくことが必要です。
- ③ 生涯学習の指導者やボランティア、講座を企画する社会教育指導員を育成・支援する体制の充実が必要です。
- ③ 市内の社会教育施設はいずれも建築物及び設備の老朽化が進んでいます。上尾市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の改修や更新を行うことで、これらの施設の生涯学習活動の拠点としての機能を維持し、市民の学習環境を確保することが必要です。

主な取組

▶生涯学習推進体制の整備

① 生涯学習に関わる各委員会等を運営し、生涯学習体制の充実を図ります。

▶生涯学習活動の支援

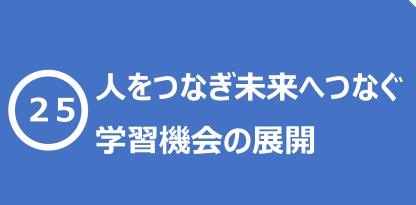
① すべての市民の自発的な学びを支援するため、情報提供や学習相談体制の充実を図ります。

▶生涯学習指導者・ボランティアの育成

- ① 地域で活躍するまなびすと指導者や生涯学習ボランティアの資質向上のため、講師力・指導力を育むしくみづくりに努めます。
- ② 魅力的な講座の立案ができるよう、社会教育指導員の研修を定期的に実施し、資質向上に努めます。

▶生涯学習環境の整備

① 上尾市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な施設の改修や更新を行うことで、各施設の生涯学習活動の拠点としての機能を維持し、市民の学習環境を確保していきます。





現状と課題

- ① 地域コミュニティの衰退を受けて、次世代の地域の担い手である子供や若者も交えた 多世代交流を通じた地域の絆づくりが求められています。
- ② 時間や環境等の制約により生涯学習することが困難な人たちにも、平等に学習機会を提供する方法を検討する必要があります。
- ③ 市民の知的好奇心や、深い学習要求に応えるためには、大学や企業等、専門的な機関と連携する必要があります。
- ④ 上尾市をより良いまちにしていくためには、次世代の担い手である若い世代を中心に、「上尾」というふるさとへの意識を高め、未来へとつながる学びの場を提供する必要があります。

主な取組

▶地域住民の交流促進

① 地域の人が交わり、人の繋がりが生まれ、皆が人間らしく生きられるような地域社会をつくるため、市民が気軽に足を運べる公民館をつくります。

▶ICT を活用した生涯学習事業の展開

① オンラインやオンデマンド形式での講座を企画・実施し、時間や環境的に制約がある 市民に対しても、幅広い学習の機会を提供します。

▶産学官民の連携

- ① 市民の専門的な知識や学びをより深めるため、大学等機関との学習協力体制を構築し、市民の知的好奇心を高めていきます。
- ② 行政と企業との協働によって、より高度で多様な学習機会を市民に提供するための、企業と連携していきます。

▶未来へつなぐ事業の展開

- ① 地域の大学や企業、専門家を講師とした、子供にとって普段学校であまり学ぶことのない専門的な講座を実施することで、子供たちの知的好奇心を刺激し、学びの探求心を育むと共に、将来の進路や仕事を考えるきっかけとなる学習機会を提供します。
- ② 20歳を迎える若者の限りない前途を祝福し、社会人としての自覚を高めるとともに、上尾というふるさとへの意識を醸成するため、「上尾市二十歳のつどい」を開催します。



図書館運営の充実



現状と課題

- ① 利用者が求める情報収集や学習機会に対するニーズも一層多様化しており、それに応えるため、図書館では幅広いテーマの資料を収集し、電子図書やデジタル資料の提供を進めてきました。しかしながら、現状ではその取り組みはまだ十分とは言えません。地域の情報拠点としての図書館の役割は、これまで以上に重要性を増しています。
- ② 大学図書館では、学術雑誌の電子ジャーナル化が進んでおり、文献依頼については、近隣大学との相互利用等、関係機関との連携を強化していくことが必要です。
- ③ 対面朗読や録音図書の作成など、基本的な障害者サービスを行う環境が十分でないため、研修などにより朗読ボランティアの育成及び質の維持、向上が必要です。また図書館の来館が困難な人への非来館型サービスの充実や、図書館資料の利用に困難がある人の、個々の障害の特性に対応した資料提供が求められます。
- ④「子どもの読書活動支援センター」は家庭、地域、学校、図書館が連携し子供の読書活動の推進を図っています。今後は、多様な子供たちの読書機会の確保のため、「上尾市図書館りんごの棚」を中心とした読書バリアフリーに取り組むことが重要です。また、特に読書離れ・活字離れの傾向にある小学校高学年・中学生・高校生の読書活動を推進する必要があります。
- ⑤ 様々な世代の人々が安らぎ、落ち着いて読書ができる環境づくりと、学びの支援や情報収集と提供を通じ、地域に活力を生む図書館であることが必要です。

<図書館利用等の推移>

	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
貸出資料点数	1, 150, 474	1, 136, 241	1, 094, 444	1, 051, 910
蔵書資料点数	590, 455	601, 970	602, 399	607, 397
利用者人数(貸出者数)	376, 412	378, 021	373, 063	369, 874
来館者数	436, 515	648, 284	657, 2186	674, 375
予約・リクェスト件数	236, 599	240, 929	233, 585	232, 977

^{※「}蔵書資料点数」は雑誌・視聴覚資料を含む。

主な取組

▶図書館の基本機能の充実

- ① 図書や新聞、雑誌を始め、視聴覚資料、電子書籍、デジタル資料、地域資料を収集、整理保存し、市民が生涯にわたり学習することができる機会と場所を提供します。
- ② 国立国会図書館や大学などの機関と連携し、専門資料の貸借や複写のサービスの 充実を図ります。

▶多様なニーズに応えるサービスの提供

- ① 利用案内や情報提供など、レファレンスサービスの提供を行うとともにサービスを周知することにより活用促進を図ります。
- ② ビジネスや健康・医療情報、法律情報などを提供するサービスなど、社会の変化に対応した、生活に役立つ情報提供を目指します。
- ③ 利用者の地域性が高い、あるいは専門性のある情報ニーズに対応できるよう、専門的な機関、団体等を紹介するレフェラルサービスを推進します。
- ④ 図書館及び図書館資料の利用が困難な人々に対しては、対面朗読やデイジー資料(デジタル録音図書)の貸出などのサービスを提供します。外出が困難な利用者には、宅配や郵送による非来館型サービスを行います。心身に障害のある利用者には、それぞれの障害に応じた資料を提供します。
- ⑤ インターネットがあらゆる世代を問わず広く普及し、生活に欠かせないものとなっている 現状を踏まえ、図書館において ICT を活用した情報環境の充実を図ります。

[※]令和3年度の「来館者数」は本館、上尾駅前分館、大石分館のみ集計

▶市民の学びと活動の支援

- ① 市民の知的活動の支援を目的とした講座や相談会、展示会等のイベントを開催し 図書館資料、地域情報の利用を促進します。
- ② 市民とともに歩む図書館を目指し、市民ボランティアを受け入れ、図書館事業への市民参画を支援します。

▶子供の読書活動の推進

- ① 地域の読書普及活動の担い手となる読み聞かせボランティアの養成や活動場所の確保、学校などへの派遣を行い、その活動を育成、支援します。
- ② 家庭、地域、学校に向けて読書や本に関する情報の提供や、図書館職員を派遣し、 読み聞かせなどの講習を行います。また、講演会等を開催し、子供の読書に関する 意識を高める機会を設けます。
- ③ 子供たちが新しい本に出合う機会を提供するため、図書館職員が選んだセット本を、 小・中学校や保育所などに3か月単位で長期貸出しを行います。
- ④ 小・中学校の調べ学習を充実させるため、学習に必要なテーマの資料を多く収集し、 貸出しを行います。また、学校の授業で必要とされる本の収集と提供に努めます。
- ⑤ 「ブックスタート」として、市の 4 か月児健康診査の際に赤ちゃんと保護者に向けて絵本の読み聞かせを行い、絵本と絵本のおすすめリストを配布し、絵本との出会いの場を提供するとともに、図書館利用につなげていきます。
- ⑥ 「セカンドブック」として、学校・地域と連携し、市内全小学校 1 年生におはなし会を 行うとともに「読書パスポート」(写真)を配布し、本に親しむきっかけづくりを行います。 また各小学校の協力で読書パスポートコンクールを開催します。
- ⑦ 読書離れ、活字離れの傾向にある小学校高学年から中・高校生を中心とした世代への読書活動を推進します。
- ⑧ 読書習慣の形成に向けて、子供の発達段階に応じて、読書習慣を身に付けさせる ための取組を行います。

▶時代に合わせた環境整備

- ① 家庭でも職場・学校でもない第 3 の居場所「サードプレイス」としての役割を担うための空間構築と環境整備を進めます。
- ② 老朽化が進む施設の整備を図るとともに、地域のコミュニティや賑わいを創出する場としての機能も備えた図書館づくりに取り組んでいきます。



(写真 1)読書パスポート



(写真2)かんちょうさん、えほんよんで



(写真3)図書館本館とあっぴー、まゆみちゃん

【目標8 生涯にわたる豊かな学びの推進】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	まな	なびすと指導者が実施した講座数			
			指導者が 1 年間で公民館講	座、市民講座、その他講師とし	
指標の定義 て招かれ講座を実施した数。					
選定理由		まなびすと	指導者が実際に講師として講座を実施することで、講師		
		力・指導力を育む活躍の場を提供できると考え、指標に選定。			
現況値		值	目標値	目標値の根拠	
				令和7年度も含め1年度ごと	
				に15譿応ざつ仲げすことを	

709講座 800講座

令和7年度も含め1年度ごと に15講座ずつ伸ばすことを 目標とし、計画終了年度には 800講座を目指して目標値 を設定。

指標(公	汉	館講座ア	ンケート回行	答者のうち	の講座初参加者の割合	
指標の定義	.	公民館講座	参加者アンケ-	-ト「今まで(こどのくらい公民館講座に参加	
担保の足我	Ò	されました	か」という質問	という質問に「はじめて」と回答のあった割合。		
選定理由	公民館講座にはじめて参加し、		叩し、学習の	きっかけを得ることができた人		
丛 上任田		の割合とし	て、この指標を選定。			
玛	見況(直	目標値		目標値の根拠	
					令和7年度も含め1年度ごと	
36.2%		40.0%		に約 0.6%ずつ伸ばすことを		
					目指し、目標値を設定。	

指標	図書館来館者数	書館来館者数					
指標の定義		図書館を資料の貸出・返却、館内での閲覧、自習席の利用などで訪れた					
30 1000	人の数。						
選定理由	図書館の基本機能の充実	ミに加え、第3の居場所	であるサードプレイスと				
进足垤田	して居心地の良い空間で	づくりを目指すため、こ	の指標を設定。				
	現況値	目標値	目標値の根拠				
			本館・上尾駅前分館の改				
			修効果を、首都圏公立図				
		_	書館の改修後の利用者				
67	万4,375人	90万人	数の伸び率平均(56%				
	-						
			の来館者数をベースに				
			目標値を設定。				

目標9

文化芸術の振興と伝統文化の継承

施策

- ■施策27文化芸術の振興
- ■施策28文化財の保護



文化芸術の振興



現状と課題

- ① 市民が心豊かな生活を営み、活力ある社会を形成するためには、文化芸術の振興は欠くことができないものです。このような文化活動に取り組む多くの市民の活動成果を発表できる機会を、新しい生活様式に配慮しながら継続的に確保されるよう支援する必要があります。
- ② 文化芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組み、また市民が気軽に文化芸術に触れる機会を提供するとともに、文化芸術への理解を深める機会をつくることが必要です。
- ③ 文化芸術事業への参加者は、文化芸術団体やサークルのメンバーの高齢化などにより、 美術展覧会の出品数、音楽祭の出演団体数などいずれも減少傾向にあります。多く の市民、特に若い年齢層の市民が文化芸術活動に関心をもてるような取り組みを検 討する必要があります。

主な取組

▶文化芸術活動の場の充実

- ① 市美術展覧会や市民音楽祭など、市民の文化芸術の活動成果の発表や鑑賞の場の提供に努めます。
- ② 市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、上尾市ギャラリーを運営し、 施設の整備・充実を図ります。
- ③ 市民が美術展覧会などで作品を鑑賞する際の理解促進に努めます。

▶文化芸術活動の推進

- ① 文化芸術活動を通じて市民との協働を図ります。
- ② 地域の優れた文化芸術活動の支援を推進します。





現状と課題

- ① 文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、 文化向上・発展の基礎になるものです。文化財保護法、県や市の文化財保護条例 に基づき、調査体制の充実を図り、文化財の保護を進めていく必要があります。
- ② 古文書や歴史的公文書等を市民共有の知的資源として適切に保存や活用を図る 必要があります。
- ③ 無形民俗文化財は、地域の人々が日常生活の中で創造し、継承してきたもので、市民の生活の推移を理解する上で欠くことができない、貴重な文化財です。後継者不足が大きな課題であり、今後の継承のため、保持団体に対する支援が必要です。
- ④ 市民をはじめ、多くの人が本市の歴史や文化などの価値を認識し、保護していく意識を育むことが必要です。
- ⑤ 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」を適切に保存・管理するための環境を整え、多くの市民へ周知・啓発する必要があります。

主な取組

▶文化財の調査と指定・登録及び保存

- ① 保護の対象となる文化財の調査を行い、指定・登録を更に進め、適正な保存・管理を行います。
- ② 周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事などの際に、試掘調査や指導、必要に応じて記録・保存のための発掘調査を行います。

▶歴史資料の収集・保存

- ① 市の歴史に関する資料を収集し、保存を図ることで、後世へ継承します。
- ② 歴史資料の活用のため、収集した資料の整理や目録の整備を行います。
- ③ 保存年限を経過した行政文書のうち、歴史的価値のある公文書の収集・整理を行います。
- ④ 歴史資料を後世に残すため、適切な保存方法を検討します。

▶無形民俗文化財の継承と活動支援

- ① 無形民俗文化財の継承のために、保持団体等に対する支援を行うとともに記録・保存や現地公開のための支援を行います。
- ② 無形民俗文化財の後継者育成を促進するための事業を展開します。

▶文化財・歴史資料の活用

- ① 文化財保護の意識啓発のため、文化財を活用した事業を実施します。また、市民の 学習活動や学校教育活動の中で、出前講座等により文化財の活用及び啓発を図り ます。
- ② 市ホームページ・SNS・刊行物を活用し、文化財の魅力を発信します。

▶「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用

① 国指定重要有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」について、適切な保存と活用を図るため、展示方法・情報発信のあり方を検討します。

【目標9 文化芸術の振興と伝統文化の継承】に対する指標

※現況値は令和6(2024)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	文	化芸術事	業のアンケートで	「大変充実している」または「充		
	実	している	ら」と回答を受けた	:割合		
15種の5	来場者数のうち、文化芸術事業のアンケートで「大変充実している」ま					
1日1示(ノ)	こ我	たは「充	実している」と回答した	た人の割合。		
市民音楽		市民音楽	祭(合唱祭、邦楽祭、吹奏楽・器楽祭)開催時のアンケートで「上			
選定理日	ь	尾市の文	尾市の文化芸術振興事業について、どう感じますか」の項目を設け、来			
选足垤□	-	場者が文	文化芸術事業を「どのように感じたか」という満足度を測るため			
		この指標	を選定。			
	現況	值	目標値	目標値の根拠		
				来場者アンケートに記載のある課題を		
7	72%		78%	改善し、着実に1%ずつ満足度を増や		
				していくことを目指し、目標値を設定。		

指標 指	定・	登録文化財件数	
文化財保護法及び上尾市文化指標の定義		財保護法及び上尾市文化	化財保護条例に基づき、指定・登録された文
旧伝りた我	化財	の件数。	
	上尾	市にとって重要な文化原	材を指定・登録し、計画的な修理や、適切な
選定理由	状況	で保存・継承していく。	とともに、公開・活用していくため、指標と
	して	選定。	
現況値	記に 目標値 目標値の根拠		
			文化財を市の指定にするにあたっては、専
			門家による調査を行い、上尾市の指定文化
			財として重要と認められるかどうかを文
122	胜	124件	化財保護審議会で審議したうえで評価す
1 2 2			るため、文化財を指定するための調査・研
			究と資料の評価に一定の時間が必要とな
			るが、計画年度内での増加を目指して、目
			標値を設定。

指標	整理	・刊行された	歴史資料の目録点数
で ほうかい		立書等の歴史資料	4について、資料の内容を素早く確認できるように整
指標の定義 理・分類して刊行された目録の		里・分類して刊行さ	された目録の点数。
	Z	文書等の歴史資料	4は、地域の歴史を叙述する上で必要となる基礎資料
選定理由	7	であるが、目録を作	F成することにより、歴史資料が広く活用されるよう
になるため、指標として選定。		こなるため、指標と	として選定。
現況値	直	目標値	目標値の根拠

現況値	目標値	目標値の根拠
		古文書等の目録を作成の流れとして、収集あるいは寄贈された資料のクリーニング、状態によっては補
20点	21点	修を行ったうえで、専門家が文書内容を読み解きながら分類し、解題などを付して目録としてまとめて刊行する。資料群の量と質、保存状態などにより目録作成に要する時間は一様ではないため、現状の作業量を加味して目標値を設定。

目標10

健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進

施策

- ■施策29
 - 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実
- ■施策30

誰もがスポーツを楽しめる機会の充実

■施策31

地域におけるスポーツ活動の活性化の推進



現状と課題

- ① 上尾市市民意識調査によると、スポーツや健康に関して行政に期待することとして、「スポーツや健康活動が手軽に楽しめるための環境整備」と回答した市民の割合が全体の51.1%でした。多様化される市民のニーズに対応するとともに、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりが重要です。
- ② 子供から高齢者まで、幅広い世代が安心安全に運動・スポーツを身近に楽しむことのできる環境づくりが必要です。

主な取組

▶スポーツ施設の整備と効率的な管理運営

- ① 屋外・屋内にある既存施設を有効に利用できるようメンテナンスの充実を図ります。
- ② 指定管理者制度を継続し、民間事業者の運営による活力を活かした安全な管理と 利用者へのサービス向上を図ります。
- ③ 老朽化が進んでいる施設の計画的な改修・更新を行い、市民がより安心して利用できる快適なスポーツ環境を整備します。

▶学校開放施設の整備

- ① 社会体育トイレの改修や防球ネットの設置などによる利用環境の充実、周辺環境への配慮に努め、より良い地域スポーツ活動が行える環境づくりを行います。
- ② 学校施設更新計画との整合を図りつつ、市民の身近なスポーツ活動の場として、利便性の向上を図ります。



現状と課題

- ① コロナ禍以降、地域コミュニティが希薄となり、地域単位で参加するスポーツ・レクリエーション事業は、参加者の確保が難しくなってきています。また、若年層や働く世代のスポーツ実施率が低く、特に20代~40代の運動習慣の定着が課題となっています。
- ② 市民ニーズの多様化やスポーツを通じた健康づくりなど、幅広い視点でのスポーツ施策が求められます。

主な取組

▶各種スポーツ大会の開催

- ① 時代や年代に合わせたスポーツ大会を検討し、多くの市民が各種大会に参加できるよう努めます。
- ② 各大会におけるボランティアの積極的な活用や育成を図ります。
- ③ 障害者が広くスポーツに参加できる機会の確保と環境づくりを推進します。また、高齢者が積極的にスポーツ活動に取り組めるよう、各種スポーツ大会を支援します。

▶スポーツを「する」機会の創出

- ① 関係団体や地域自治会などと連携・協力し、多様なニーズに対応した地域スポーツ 教室の充実を図ります。
- ② 市民が個々の体力や適性に応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充 に努めます。

▶スポーツを「みる」機会の提供

① 本市にゆかりのあるプロスポーツチームやアスリート等の活動情報を積極的に発信し、 市民が応援する機会をつくると共に、市内での大会開催による観戦機会の充実と観 戦機運の醸成を図ります。

▶スポーツを通じた健康づくりの創出

① 健康づくりのための体操やスポーツ教室、親子で参加できるスポーツ体験会など、幅広い年代が楽しくスポーツに親しめる機会の拡充に努めます。

▶パラスポーツを通じた共生社会の実現

① 障害の有無に関わらず、誰もがパラスポーツやユニバーサルスポーツを楽しめる環境づく りに取り組み、互いを理解して尊重し合う共生社会の実現を目指します。



現状と課題

- ① 各スポーツ関係団体の指導者や運営に携わる方の固定化や高齢化、後継者不足が課題となっています。
- ② 競技技術の向上を指導するだけでなく、スポーツの楽しみ方を指導し、興味・関心をわかせてくれるような指導者が求められています。スポーツを支える人材の育成が重要です。
- ③ 地域における子供たちの多様な活動の充実に向けて、持続可能な指導者体制が求められています。

主な取組

▶スポーツ推進委員活動の充実

① 地域スポーツの推進を担うスポーツ推進委員の資質向上やスキルアップを図るため、 様々な研修や講習会を実施します。

▶スポーツを「ささえる」指導者の育成

① スポーツ・レクリエーション活動の普及を図るため、スポーツ推進委員やスポーツ団体、 学校、関係団体など連携して、指導者の育成に努めます。

▶スポーツ団体の活動支援

- ① 市民へのスポーツ振興の中心的な役割を担えるよう、市内で活動するスポーツ団体の 活動支援を行います。
- ② スポーツ・レクリエーション活動の地域展開を推進し、子供たちの心身の健全な育成に 資するための指導者の確保と活動支援を行います。

目標10 健康と活力に満ちたスポーツ活動の推進に対する指標

※現況値は令和7(2025)年時点、目標値は令和12(2030)年時点です。

指標	将来	その夢や目標を持つ	っていると回答した	:児童生徒の割合	
指標の定	!義	市民アンケートで、対の市民の割合	週 1 日以上スポーツを行	うと回答した 18 歳以上	
選定理由	l	~ことから、この指標を選定。			
		現況値	目標値	目標値の根拠	
		**%	* * %	○○を目指し目標値に 設定。	

現在、R7の現況値を集計中のため10月末に反映します。

指標 年	■ 1 回以上スポーツ	/を実際に観戦する	18 歳以上の市民の			
書	合					
七畑の守美		年 1 回以上スポーツを実	際に観戦すると回答した			
指標の定義		18 歳以上の市民の割合				
選定理由	~ことから、この指	標を選定。				
	現況値	目標値	目標値の根拠			
	* * %	* * %	○○を目指し目標値に 設定。			

指標	スオ	ポーツに関するボ ラ	ランティア活動を行	う市民の割合	
市民アンケートで、スポーツに関するボランティア活動を行うと回答 指標の定義 した 18 歳以上の市民の割合					
選定理由	B	~ことから、この指標を選定。			
		現況値	目標値	目標値の根拠	
		* * %	* * %	○○を目指し目標値に 設定。	

第3章 計画の推進

- 1 点検・評価の実施
- 2 社会全体で取り組む教育の推進
- 3 指標一覧

1 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と結果のフィードバックが不可欠です。

現在、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果についての報告書を議会に提出するとともに、公表しています。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。



2 社会全体で取り組む教育の推進

教育の更なる振興を図るためには、市民一人一人の教育についての意識を高め、学校・家庭・地域・ 行政が共につながり、支え合い、一体となって推進することが大切です。

そのためには、教育に関する様々な情報を積極的に発信し、その情報を共有し、また、企業や大学、NPO、国・県などの関係機関と協働し、連携を強めていくことが重要です。

学校・家庭・地域・行政、更には、企業や大学などの関係機関を含めて社会全体で教育の振興を推進していきます。

3 指標一覧

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠		現状値	目標値	頁
目標1 確かな学	上尾市立小・中学 校学力調査におけ る標準得点	「上尾市立小・中学校学力 調査」における、国語及び算 数・数学の標準得点(全校 区の平均正答率を50とし た時の標準得点)の平均	「上尾市立小・中学校学力 調査」において、実施する全 ての学年で調査する教科 (国語及び算数・数学)に おいて、標準得点の平均が	小学校(総合)	49.7	51.0	
確かな学力の育成		値。 全国と比較して、上尾市の 児童生徒が確かな学力を身 に付けているかを示す数値で あることから、この指標を選 定。	1 ポイント以上上回ることで、全国を大きく上回ることを 目指し、目標値を設定。	中学校(総合)	50.7	51.0	
	ICT 端末活用状況	上尾市の「ICT端末活用状況調査」において、一週間の授業の中でICT端末を毎日	個別最適な学びと協働的な 学びの実現には、教材・教 具や学習ツールの一つとし	小 学 校	90.1%	100%	
		1 時間以上活用している教 員の割合。	て、ICT を日常的に活用することが重要であるため、この指標を選定。	中 学 校	79.6%	100%	
目標2 豊かな心の育成	認知したいじめの解 消率	市立小・中学校におけるいじ め認知件数のうち、解消され た件数の割合。	いじめは児童生徒にとって重 大な事案であり、早期発見・ 早期対応によって、いじめの 解消に努める必要があること から、この指標を選定。		86.0%	90%	

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠		現状値	目標値	頁
目標3の健やかな体の育成	体育主任等研修会の実施	上尾市立小・中学校の体育主任等を対象とした、体育授業等の指導に関する研修会の実施回数。本市の児童生徒の体力は、小学生、中学生のそれぞれにおいて、低下傾向にあり、体育授業を核とした体力向上について、教員の指導力を向上させることが必要であることから、この指標を選定。	全ての小・中学校の体育主任等に対して、継続した研修を実施し、各学校における体育授業等の質の向上を目指して目標値を設定。	_	2回	2 回を維持	
	歯科健診の受 診率	定期健康診断(歯科) を受診した児童生徒の割 合。 健康診断の集計・分析な	児童生徒が健康課題を残したまま放置されることのないよう適切に対応するとともに、不登校児童生徒等の受診	小 学 校	81.9%	85.0%	
		どから小・中学校の実態に 即した歯・口の健康づくり の実践を推進するため、こ の指標を選定。	機会を確保する未受診者健 診の取組を通じた受診率の 向上を目指して、目標値を 設定。	中 学 校	85.8%	89.0%	
	栄養教諭の年 間平均授業実 施回数	各校の栄養教諭が年間で 授業を実施した回数の平 均。 児童生徒が食に対する正	学校において食育に積極的 に取り組んでいくことを目指し て、目標値を設定。	小 学 校	67.6回	70回	
		しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育推進体制を整えることが重要であるため、この指標を選定。		中学校	68.5回	70回	

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠		現状値	目標値	頁
目標4 自立する力の育成	将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査 (小6・中3)」の質問紙調査 において「将来の夢や目標を持っ ている」とういう質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当て はまる」と回答した児童生徒の割 合。	キャリア教育を推進することにより、全国トップの水準となることを目指して、目標値を設定。	小学校	82.8%	87.0%	
の育成		キャリア教育を推進することが、 将来の夢や目標を描ける児童 生徒が増えることにつながることか ら、この指標を選定。		中 学 校	69.6%	74.0%	
	中学校において 主体的に社会 に参画していく 力を育成するために、外部機関 と連携した取組 を実施している 学校の割合	中学校において、主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している学校の割合。 主体的に社会の形成に参画する力を育成するため、外部機関と連携し、実践的な活動を通して学ぶことが有効であると考えられるため、この指標を選定。	全ての中学校で主体的に社会に参画する力を育成するために外部機関と連携した取組を継続していくことを目指し、目標値を設定。	_	100%	100% を維持	
目標5多様なコ	教育相談の終 結率	教育相談を受けた件数のうち、相談の終結が確認された件数の割合。 教育相談体制の充実を示す数値であることから、この指標を選定。	令和6年度の値 (61.0%)から、5 年間でさらに10ポイント高めることを目指し、目標値を設定。		61.0%	70.0%	
多様なニーズに対応した教育の推進	不登校児童生 徒の関係機関 等との連携率	不登校児童生徒1人当たりの 関係機関等の連携数。 不登校児童生徒の多様で適切 な対応の充実を図るためには、 教育センターにおける支援の充 実や関係機関等との連携を進 め、不登校児童生徒の相談や 指導につなげることが重要である ことから、この指標を設定。	上尾市5か年計画に おける令和6年度の 数値を踏まえ、これをさ らに高めていくことを目 指し、目標値を設定。		60.0%	70.0%	
~_	日本語指導職 員による教育支 援を受けた児童 生徒数及び派	日本語指導職員による教育支援を受けた児童生徒数及び派 遺依頼に対する派遣対応割 合。	外国籍の児童生徒が 増加しているが、日本 語指導職員による教 育支援要請にすべて	対 応 人 数	39人	100人	
	遣依頼に対する 派遣対応割合	日本語指導を必要とする児童 生徒への支援を図り、多様なニ ーズに対応した教育の推進を図 るため、この指標を選定。	対応している現状を維持していくことを目指し、目標値を設定。	対応割合	100%	1 0 0 % を維持	

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠		現状値	目標値	頁
目 標 6	新 JIS 規格 机の整備割 合	小中9学年のうち、新 JIS 規格への更新が済んだ学年の割合(更新済み学年数/小中9	毎年1学年ずつ更 新を行うことを目指し て目標値を設定。	_	11.1%	66.6%	
新しい時代の学びにふさわり	月45時間 以内、年3	学年)。 タブレット端末等を置ける幅広い天板や高さ調整機能が追加された新JIS規格に準拠した机への更新を行うことで、最適な環境づくりを目指すため指標に設定。 月45時間以内、年360時間以内の時間外在校等時	教育の質の維持・向 上のため、学校にお	月45時 間以内	0 %	100%	
い時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進	60時間以 内の時間外 在校等時間 を達成した学 校の割合	間を達成した学校の割合。 教職員の働き方に焦点をあて、 令和7年9月に市教育委員 会が改定した、上尾市立小・ 中学校における働き方改革基 本方針に示されている時間外 在校等時間に関する目標「月 45時間以内、年360時 間以内の教員数の割合を令和 9年度末までに100%にす る」に準じて指標を選定。	ける働き方改革を進め、新しい時代の教育に向けた持続可能な指導・運営体制の構築を図るために、すべての教職員が目標時間内となることを目指して目標値を設定。	年360時間以内	0 %	100%	
	登下校時の 交通事故件 数	交通ルールの遵守やマナー向上といった安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けること、さらに学校安全パトロールや防犯ボランティアなど学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の安全確保を図ることにより交通事故を回避できると考え指標として選定。	児童生徒が生涯に わたり交通事故の当 事者にならないよう 事故ゼロを目指して 目標値を設定。	_	10 件	0件	

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
目標7 家庭:	各学校の学 校応援団の 活用率	年間の各学校で登録されている 学校応援団の活用率。 学校応援団の活用率は、学校 応援団活動の活性化と家庭・地 域の教育力の向上を示すもので あるため指標として選定。	現状の活用率を継続・維持することが、学校応援団活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上に重要であるため目標値として設定。	100%	100% を維持	
地域の教育力の向上	「AGEO 地域 クラブ」参加児 童生徒の満 足度	「AGEO 地域クラブ」に参加する 児童生徒に対するアンケート調 査における満足度(毎年度末に 実施) 「AGEO 地域クラブ」が参加児童 生徒のニーズに即したものになっ ているかを把握するために本指標 を設定。	令和6年度新たな地域クラブ活動「AGEO地域クラブ」実証事業終了時に実施したアンケート調査の結果をそのまま使用。今後種目数や拠点数が増えた場合においても、同じ数値を獲得できるようにすることを目指して目標値を設定。	97%	9 7 % を維持	
目標8 生涯にわたる豊かな学びの	まなびすと指 導者が実施し た講座数	まなびすと指導者が 1 年間で公民館講座、市民講座、その他講師として招かれ講座を実施した数。 まなびすと指導者が実際に講師として講座を実施することで、講師力・指導力を育む活躍の場を提供できると考え、指標に選定。	令和7年度も含め1年度ごとに15講座ずつ伸ばすことを目標とし、計画終了年度には800講座を目指して目標値を設定。	709講座	800講座	
豊かな学びの推進	公民館講座 アンケート回 答者のうちの 講座初参加 者の割合	公民館講座参加者アンケート 「今までにどのくらい公民館講座 に参加されましたか」という質問に 「はじめて」と回答のあった割合。 公民館講座にはじめて参加し、 学習のきっかけを得ることができた 人の割合として、この指標を選 定。	令和7年度も含め1年度ごとに15講座ずつ伸ばすことを目標とし、計画終了年度には800講座を目指して目標値を設定。	36.2%	40.0%	
	図書館来館 者数	図書館を資料の貸出・返却、館 内での閲覧、自習席の利用など で訪れた人の数。 図書館の基本機能の充実に加 え、第3の居場所であるサードプ レイスとして居心地の良い空間づ くりを目指すため、この指標を設 定。	本館・上尾駅前分館の改修 効果を、首都圏公立図書館 の改修後の利用者数の伸び 率平均(56%増)と想定 し、令和 6年の来館者数をベ ースに目標値を設定。	67万 4,375人	9 0 万人	

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
目標9 伝統文化の継承と文化芸術の	文化芸術事業 のアンケートで 「大変充実して いる」または「充 実している」と回 答を受けた割合	来場者数のうち、文化芸術事業のアンケートで「大変充実している」または「充実している」と回答した人の割合。 市民音楽祭(合唱祭、邦楽祭、吹奏楽・器楽祭)開催時のアンケートで「上尾市の文化芸術振興事業について、どう感じますか」の項目を設け、来場者が文化芸術事業を「どのように感じたか」という満足度を測るためこの指標を選定。	来場者アンケートに記載のある 課題を改善し、着実に 1 %ず つ満足度を増やしていくことを 目指し、目標値を設定	71.6%	78%	
門の振興	指定·登録文 化財件数	文化財保護法及び上尾市文化 財保護条例に基づき、指定・登 録された文化財の件数。 上尾市にとって重要な文化財を 指定・登録し、計画的な修理 や、適切な状況で保存・継承し ていくとともに、公開・活用していく ため、指標として選定。	文化財を市の指定にするにあたっては、専門家による調査を行い、上尾市の指定文化財として重要と認められるかどうかを文化財保護審議会で審議したうえで評価するため、文化財を指定するための調査・研究と資料の評価に一定の時間が必要となるが、計画年度内での増加を目指して、目標値を設定。	122件	124件	
	整理・刊行され た歴史資料の 目録点数	古文書等の歴史資料について、 資料の内容を素早く確認できる ように整理・分類して刊行された 目録の点数。 古文書等の歴史資料は、地域 の歴史を叙述する上で必要とな る基礎資料であるが、目録を作 成することにより、歴史資料が広 く活用されるようになるため、指標 として選定。	古文書等の目録を作成の流れとして、収集あるいは寄贈された資料のクリーニング、状態によっては補修を行ったうえで、専門家が文書内容を読み解きながら分類し、解題などを付して目録としてまとめて刊行する。資料群の量と質、保存状態などにより目録作成に要する時間は一様ではないため、現状の作業量を加味して目標値を設定。	2 0点	2 1点	

	指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
目 標 10	週1日以上スポーツ を行う18歳以上の 市民の割合					
健康と活力に満ちたスポ						
ポーツ活動の推進	年1回以上スポーツ を実際に観戦する 18歳以上の市民の 割合					
が推進	スポーツに関するボラ ンティア活動を行う 市民の割合					

参考資料

- 1 第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 2 策定経過
- 3 用語集

1 第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

令和7年2月18日 上尾市教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局 市立教育機関 第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき定める上尾市に おける令和8年度から令和12年度までの教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下 「第4期上尾市教育振興基本計画」という。)の策定を円滑かつ計画的に行うため、第4期上尾 市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、第4期上尾市教育振興基本計画の案を作成する。
- 2 前項の規定に基づき第4期上尾市教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(構成)

- 第3条 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。
- 2 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小学校長及び中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員 に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができ る。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員長は、第4期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会)

- 第8条 委員会に、第4期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門的事項を調査検討 させるため、作業部会を置く。
- 2 作業部会を構成する部会員その他の作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委 員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育総務部次長 学校教育部次長 教育総務部教育総務課長 教育総務部生涯学習課長 教育総務部スポーツ振興課長 教育総務部図書館長 学校教育部学務課長 学校教育部指 導課長 学校教育部学校保健課長 学校教育部中学校給食共同調理場所長 教育総務部教育総務課新しい学校づくり推進室長

2 策定経過

3 用語集

LGBTQ ____

性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ、性

A~Z 的少数者)を表す総称の一つで、レズビアン(女性同 AGEO 地域クラブ 性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両 рO 上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校 性愛者)、トランスジェンダー(性自認が一致しない に係る部活動の方針」に基づく活動を行っているこ 人) と等が上尾市教育委員会によって公認されたクラブ SDGs チーム。 Sustainable Development Goal(持続可能な開発目 ΑI 標)の略。 2015年9月の国連サミットで加盟国 Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学 の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」に記載された、2030年まで 習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の 活用に関する技術。 に持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。 ESD あ行 Education for Sustainable Development の略で アウトリーチ支援 「持続可能な開発のための教育」を指す。 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ、さ GIGA スクール構想 まざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を G I G A は Global and Innovation Gateway for All 届ける支援 の略。1人1 台端末と、高速大容量の通信ネットワ 上尾市学校給食食物アレルギー対応方針 ____ ークを一体的に整備することで、特別な支援を必要 学校給食における食物アレルギーの対応方針。令和 とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残 7年2月改訂。 すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一 上尾市図書館りんごの棚 ____ 層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構 「りんごの棚」とは、1993年にスウェーデンの図書 想。 館で始まった取り組みで、視覚障害やディスレクシ ア(識字障害)など特別な配慮を必要とする子供を対 Information and Communication Technology(情 象にした読みやすい図書のコーナーのこと。上尾市 報通信技術)の略。情報(Information)や通信 では「上尾市図書館りんごの棚」として、大活字本(大 (Communication)に関する技術の総称。日本では同 きな文字で書かれた本)、点字図書(点字に翻訳され 様の言葉としてIT(情報技術)があるが、総務省の た本)、LL ブック (写真や図が多く、やさしい言葉で 「IT政策大綱」が平成16年から「ICT政策大綱」 書かれた本)やオーディオブック(耳で聞く本)、マ に変更されるなど、日本でもICTという表現が定 ルチメディアデイジー(文章を音で聞きながら、画面 着しつつある。 上で絵や写真を見ることができる本)などを用意し ICT 端末 ている。子供だけではなく、大人も対象とし、障害を ICT 端末は、上尾市立小・中学校敷地内および家庭 理解するための本、障害のあるお子さんの保護者向 での学習で活用する一人一台の情報機器。 けの本もあることが特徴。

上尾地区学校警察連絡協議会 _____

上尾警察署内の小学校長・中学校長・高等学校長・特別支援学校長・警察及び教育委員会をもって組織された連絡協議会。

アッピーカリキュラム for 2 weeks _____

小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。上尾市では、「週単位」のスタートカリキュラムを作成し、入学後の活動を具体化することで、より円滑な接続を図るものとしている。

アッピースマイルサポーター(ASS)

通常学級で学級担任の職務を補佐するため、次の業務を行う会計年度任用職員。

- ① 肢体不自由等で介助を要する児童生徒への対応
- ② 授業中立ち歩きや、落ち着きのない行動をとり周 囲の児童牛徒の学習活動に影響を与

える等、問題行動への対応

③ 基本的な生活習慣の徹底等、学校での生活面に関する担任等の指導への補助等

アッピー部活動コーチ・サポーター

「アッピー部活動コーチ(ABC)」は、部活動の単独指導、単独引率が可能な部活動指導員。「アッピー部活動サポーター(ABS)」は、部活動外部指導者。

アレルギー疾患

免疫が特定の物質に過剰反応し、症状を引き起こす 状態。不快感や健康障害を伴う。

慮」が提供されることなどが必要となる。

いじめを考える授業研究協議会

いじめを許さない気運を醸成するための授業展開や 学年・学級経営方法等について学び、いじめ問題に対 する指導力を高める研究協議会。

インクルーシブ _____

「包括的な」「すべてを含む」という意味の英語で、

近年では、障がいの有無、性別、国籍、年齢など、多様な背景や特性を持つ人々を分け隔てなく受け入れることを指す。

インクルーシブ教育

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育。

インクルーシブ教育システム

障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ 仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配

大型教材

グランドピアノや大型モニタなど、大型かつ高額な 教材。

親の学習

家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。

オンデマンド

On Demand「要求に応じて」という意味を指し、ユーザーの要求に応じて利用できるサービスのこと。

か 行

学習指導要領

文部科学省が定める、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。

架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を指す。

学校応援団

学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

学校給食衛生管理基準

給食の安全を確保するためのルールで、食品の取扱いや施設管理、衛生計画、検査基準などを定め、食中 毒防止と児童生徒の健康保持を目的としている。

学校適応指導教室

学校に登校できない、あるいは、登校が難しい児童生徒にとっての居場所として、ひとり一人の状況に応じた様々な相談などを通じて、自己実現を図り、学校への復帰や社会的自立を目指す教室

学校図書館図書標準

平成5年(1993年)3月に定められた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上

心の不調が急増する思春期の児童生徒と周囲の大人が、正しい知識を獲得することを指す。具体的には、心の不調に早期に気付く力やSOSを出せる力を身に付けること、そのSOSを適切に受け止めること、SOSを出せない児童生徒へのアプローチ、組織的な対応へとつなげていくための体制整備などがある。

学校の活性化・特色化方針

県立学校の特色(学校行事や部活動、進路傾向など) や育成方針をまとめた資料。入学を希望する生徒が 自分の特性に合った学校を選択できること等を目的 として、各学校が策定しており、例年、県ホームペー ジにて公表している。

学校評価

「学校教育法」第42条等を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教

水準の向上に努めなければならない」とされており、 学校の教職員による評価(自己評価)、保護者など学 校関係者による評価(学校関係者評価)のほか、学校 運営に関する外部の専門家などによる評価(第三者 評価)がある。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤と なる能力や態度を育てることを通して、社会の中で 自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実 現を促す教育。

教育デジタルトランスフォーメーション(教育DX)

教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)のこと。学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値が創出される。

共生社会

障害の有無や年齢・性別の違いなど、様々な違いのある人々が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら、共に生きていく社会。

協働的な学び

探究的な学習や体験活動等において、他者と協働して活動すること。同一学年・学級の児童生徒同士の学び合いだけでなく、異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学び合い、地域の方々や多様な専門家との協働なども含む。

子ども大学

地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供(小学校4~6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。

子どもの読書活動支援センター_____

市の読書活動推進のコーディネーターとして平成 24年7月に設置。図書館の機能として家庭・地域・ 学校と図書館の連携を担う。

個別最適な学び

目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる 方法等で学習を進めることや個々の児童生徒の興味・関心等に応じて、学習を深め、広げる学び。

コミュニティ・スクール _____

学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会は、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

コロナ禍___

新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。

さ行

サードプレイス

家庭でも職場・学校でもない第3の居場所 埼玉県家庭教育アドバイザー

県が実施する家庭教育支援や子育て支援に関する研修を修了し、「親の学習」の指導者として県に登録している者。

サポートルームティーチャー(SRT)_____

上尾市立小・中学校において、SSR を利用する児 童生徒に対して 、 学習支援等を行う支援員

産学官民

産業界(民間企業)、学校(教育・研究機関)、官公庁(国・地方自治体)、民間(地域住民・NPO)の四者のこと。

時間外在校等時間_

教師など教育職員が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を合算し、そこから休憩時間等を除いたものを在校等時間とし、在校等時間から正規の勤務時間を引いたもの。

持続可能な社会

「環境」「経済」「人間社会」のバランスが取れた社会。 すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小に とどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持 できる社会のこと。

シティズンシップ教育__

市民として社会に積極的に参加するために必要な知識や能力を身につけるための教育。

児童虐待___

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 児童(18歳に満たない者)を現に監護する者をい う。)が、その監護する児童に対し、殴る、蹴るなど の身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないな どのネグレクト(養育放棄)及び心理的虐待を行うこ と。

主体的・対話的で深い学び

「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、 見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動 を振り返って次につなげること。「対話的な学び」と は、協働、対話、考えること等を通じ、自己の考えを 広げ深めること。「深い学び」とは、知識を相互に関 連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解 決策を考えたりすること等に向かうこと。

小 1 プロブレム

自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないこと から学校生活に適応できず、小学校1年生などの教 室において、学習に集中できない、教員の話が聞けず に授業が成立しないなどの状況が見られること。

情報活用能力

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、 技能や態度を育てる教育。

人権感覚育成プログラム ____

様々な人権に係わる問題に対して、児童生徒が自分の大切さを認めるとともに、他者の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成するためのプログラム。

新 JIS 規格机

児童生徒が使用する学習机は JIS 規格(日本工業規格)に基づいて設計されているが、安全性の向上、天板面積の拡大などが盛り込まれた新規格に更新された。現在、旧 JIS 規格の机が多く使用されているが、

「GIGA スクール構想」による 1 人 1 台端末導入などにより、新 JIS 規格机の必要性が高まっている。

人事評価制度

年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成 状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿 勢を総合的に評価し、資質・能力の向上を図る仕組み。

スクール・サポート・スタッフ(SSS) _____

教員の業務を支援するため、次の業務を行う会計年 度任用職員。

- ① 会議資料、調査報告に係る資料等の印刷及び丁合
- ② 学習プリント、各種便り等の印刷及び配布
- ③ 授業準備、採点業務等の補助
- ④ 掲示物の作成、準備室の整頓その他の環境整備

⑤ その他教員の補助業務で上尾市教育委員会が必要と認めるもの

スクールソーシャルワーカー(SSW) _____

児童生徒等が置かれた様々な環境に働きかけ 、関係 機関等とネットワークを活用して、問題を抱える児 童生徒に支援を行う専門家

スクールロイヤー_____

子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行う弁護士。

スペシャルサポートルーム(SSR) _____

在籍する児童生徒が登校はできるが教室に入れない 時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい 時 に 利用できる学校内の空き教室等を活用して設 置した居場所

生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。がん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症等はいずれも生活習慣病であるとされている。

生徒指導主任会議

上尾市内の小・中学校の生徒指導主任が一同に集合 し、生徒指導に係る議題について取り上げる会議。

全国学力学習状況調査

文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学 習状況を把握するための調査で、小学校6年生及び 中学校3年生を対象としたもの。

た行

第3次上尾市健康増進計画・食育推進計画 _

令和7年4月に策定された計画。「すべての市民が健康でいきいきと暮らすことのできるまち あげお」を基本理念とする。

多様な学びの場 _____

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場。

探究活動

自分で課題を見付け、目的に応じて情報を収集し、その整理・分析を行い、まとめ・表現したり、コミュニケーションを図ったり、振り返ったりすること。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、 民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を 得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えると ともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し て行う様々な活動。

地域クラブ活動 _____

地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動。

中1ギャップ

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい 環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が 増加したりすることを指す。

超スマート社会(Society 5.0)

サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

ティームティーチング_____

複数の教員がティーム(チーム)となって実施する指導方法。

デジタルトランスフォーメーション(DX) ___

デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり、効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービ

スの変革を意味する。

特別支援学級補佐員

特別支援学級において、学級担任の行う指導の補助 に当たる会計年度任用職員。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校 内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校 との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を 担う教員のこと

な行

認定こども園___

幼児教育、保育、地域子育て支援を一体的に提供する 施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、 親が働いている、いないにかかわらず利用できる。

は行

働き方改革

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子供たちに対して効率的な教育活動を行うことができるようにすることを目的とした学校における働き方の改革。

ふれあいデー

教職員のワーク・ライフ・バランスに取り組むため、 原則として部活動も休養日とするなど、教職員の定 時退勤を促す日。平成27年度からさいたま市を除 く県内全ての公立学校で、原則として毎月21日に 実施している。

放課後子供教室 _____

全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

ま行

まなびすと __

「上尾市まなびすと指導者バンク」に登録している 指導者。「上尾市まなびすと指導者バンク」とは、市 民の生涯学習活動の支援を目的とし、様々な経験・技 術を持つ指導者(公的あるいは民間資格取得者、熟練 した現役あるいは退職者など)の情報を、指導者を必 要としている人(利用者)に提供するシステム。

メンタルヘルス

心の健康状態を指し、ストレスや感情を適切に管理 し、健全な生活を維持する能力を含む。

や行

ヤングケアラー ____

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。

ら 行

レファレンスサービス_____

図書館の情報サービスの一つで、情報や資料を求め ている利用者に対して、仲介的立場から図書館員が 求められている情報や資料を提供・提示するサービ ス。

レフェラルサービス

利用者の情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手・提供する、または、専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。

第4期上尾市教育振興基本計画

◆上尾市教育委員会

教 育 長 西倉 剛 教育長職務代理者 小池 智司 谷島 委 員 大 誠二 委 員 矢 野 委 岩 鉃 員 由美

部長(委員長) 加藤

委 員 湯本 華奈子 (令和7年10月1日から) 教育長職務代理者 内田 みどり (令和7年9月30日まで)

浩 章

◆策定委員会

教育総務部

教育総務課長杉木 直 也 新しい学校づくり推進室長 深井 雄太 生涯学習課長 白石 恵子 スポーツ振興課長 栗原 雅之 図 書 館 長 山内 正博 学校教育部 部長(副委員長) 瀧澤 誠 次 長島田 栄 一 副参事兼学務課長 勝 雄 一 副参事兼指導課兼教育センター長 武田 直美 学校保健課長佐藤 光 敏 中学校給食共同調理場所長 荻原 知之 学校 原市中学校校長 洞派 富士見小学校校長 吉 田 英 樹 充

◆作業部会

学校教育部

学務課副主幹(リーダー) 森 正 典 指 導 課 副 主 幹 玉 造 勇輝指 導 課 副 主 幹 濁 川 究 学校保健課主査 小川 恵 美中学校給食共同調理場副主幹 棚澤 健一教育総務部

教育総務課主査(サブリーダー) 鈴木 彰 生涯学習課主任 目黒 寛人 図 書 館 主 査 中島 陽子 新しい学校推進室主任 矢野 隼汰 スポーツ振興課主査 中島 幸美

長 池田

直隆

令和8年3月発行

発行 上尾市教育委員会 編集 上尾市教育委員会教育総務部教育総務課

●問い合わせ先

上尾市本町三丁目1番1号 上尾市教育委員会教育総務部教育総務課 電 話 048-775-9469 F A X 048-776-2250

E-mail s721000@city.ageo.lg.jp